

平成 2 1 年第 4 回
 笠間市議会定例会会議録 第 4 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

	8	番	西	山		猛	君
	15	番	上	野		登	君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第4号

平成21年12月11日(金曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は25名であります。本日の欠席議員は、8番西山 猛君、15番上野 登君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番藤枝 浩君、6番鈴木裕士君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、一つ目といたしまして、笠間稲荷門前通り整備計画についてお伺いをいたします。

旧笠間市は、観光のまちとして観光客の集客に努めてまいりました。合併後は、観光の範囲も広がり、より一層観光に力を入れて、笠間市の発展、活性化につなげているところ です。

しかし、観光の核とも言える笠間稲荷神社を中心とする門前通りは、道幅は狭く、歩行

者にとって安心して歩ける状況ではありません。まして、観光客が散策するには、いま一つ魅力に欠けているように思われてなりません。旧笠間市においてもいろいろ模索してまいりましたが、実現できずに今日に至っております。しかし、今年度から3カ年計画で笠間稲荷門前通り整備事業が進行しようとしています。今年度は、整備事業計画の策定に着手されました。

この計画が実行され、門前通りが生まれ変わることによって、今後の笠間市が観光のまちとしてより一層活性化して、観光の集客に希望が持てると言えるでしょう。門前通り商店街の皆様と一体となって計画を進めていただきたいと思います。この計画について、どのようなイメージを持って進めているのか、お伺いをいたします。

二つ目といたしまして、定住化対策についてお伺いをいたします。

平成18年3月合併時に笠間市の人口は8万1,312人、平成21年11月には7万9,752人と、わずか3年8カ月の間に約1,500人の減少です。全国的な少子化の社会現象は人口の減少を余儀なくされてはいますが、自治体として、人口の増加を真剣にとらえ、定住化対策を講ずるべきではないかと考えます。当市は、特急列車がとまり、東京方面への通勤通学が可能になっており、また高速道路のインターも整備され、長距離通勤通学が可能となっている環境を生かし、人口の増加、定住化を促進し、笠間市の活性化に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、一つ、3年8カ月で約1,500人の減少をどのようにとらえているのか。二つ、減少の原因は何か、それに伴う対策を講じているのか。3、積極的な取り組みとして、定住者のための住宅政策が必要と思われるので、次についてお伺いをいたします。市営住宅を増設してはどうか。福原地区の住宅供給公社の土地活用をしてはどうか。市有地の住宅地への活用はできないかなど、以上お伺いをいたします。

三つ目といたしまして、事務事業の見直しについてお伺いをいたします。

政権が変わり、政府の行政刷新会議は、2010年度予算の概算要求からむだを洗い出す事業仕分けを行いました。連日国民が見守る中、オープンな形で仕分け作業が行われ、随時報道されたことにより、国民の注目が高まり、高い評価を得たように思います。

そこで、笠間市でも事務事業の見直しという形での対応が可能かどうか、お伺いをいたします。まず、国の事業仕分けについてどのようなご所見をお持ちになられたか。二つ、行政改革により事務事業の見直しを行っているのか。行っているとすれば、どのような形で行っているのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 萩原議員の質問にお答えをいたします。

まず、笠間稲荷門前通り、どのようなイメージを持っているかということでございます。

が、その前に、ご案内のとおり、笠間市には現在年間300万人以上の観光客がおいでになる、県内でも有数の観光都市でございます、市内には多くの観光施設、名所が存在するわけでございます。その中でも代表的な観光拠点となっているのが、笠間稲荷神社でございます。門前通りというのは、その笠間稲荷神社の前の通りになるわけでございますが、これらの多くの稲荷神社に来る観光客を市内に回遊させること、そしてまた少しでも長い時間その地域に滞在させること、そういうことが必要であろうと私は思っております。また、一方でそういうことが課題になっておるわけでございます。この課題解決のためには、我々行政はもちろんでございますが、地元商店街、さらには関係する団体、そういうものが本気になって取り組んでいかなければいけないのではないかなということ、つとに強く感じておるところでございます。

私としては、門前通りの整備を行うことによって、あの地域はご案内のとおり門前町でございますし、また古くは城下町として栄えた地域でございますので、そういう門前町、城下町としての雰囲気や、さらには歴史感を感じるようなまち並みの整備とか、また大勢の観光客がおいでになりますので、歩行者がゆったり歩ける、優先して歩けるような、そういうイメージの門前通りになれば、あそこがさらに元気づくのではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 13番萩原瑞子議員から、定住化対策と事務事業の見直しについて、2点ご質問をいただきました。

初めに、定住化対策でございます。その中で、人口の減少をどのようにとらえているかということですが、人口減少は国全体としても大きな課題でございます。ご質問のとおり、本市においてもその減少の速度は速く、人口構造につきましても高齢化が進行しております。これらは、地方都市である本市にとって、労働力人口の減少による経済成長への影響、高齢化率の上昇による社会保障制度の持続可能性への影響といった課題のみではなく、日常の生活を支えてきた集落、共同体への維持といった地域基盤そのものに大きな影響を及ぼすものととらえております。

次に、減少の要因でございますが、平成18年から平成20年における自然動態を見ますと、出生率が1,850人、死亡率が2,412人で、562人の減少でございます。同じく社会動態では、転出数が8,457人、転入数が7,853人で、604人の減少となっております。これらの要因といたしましては、少子高齢化という流れが要因となっている一方で、社会動態面からは、10代後半から20代にかけての流出が高く、進学等の影響も受けていると考えられます。

次に、これらに対する対策を講じているのかというご質問でございます。平成19年度には少子化対策本部を設置しまして、各種事業を推進しているとともに、定住化を図る上で

必要となる市の魅力創造といった観点から、駅周辺整備事業等の都市基盤の整備、二地域居住者活動支援、企業誘致、それから企業の支援事業や市のイメージアップの促進など、人口流入策の展開を多分野において実施しております。

また、人口減少、定住化対策の強化を目的に、本年12月から庁内を横断的にとらえまして定住化促進対策プロジェクト検討委員会を設置し、常磐大学の協力を得ながら、要因の分析、さらには市の魅力向上など、各種対策の早期事業化に向けて取り組みを強化いたします。

次に、事務事業の見直しでございます。まず、国の事業仕分けについてどのような所見を持っているのかというご質問でございます。国の事業仕分けについては、地方自治体の首長や業界団体、各省庁からその手法について批判の声が上がっており、また事業絞り込みや仕分けの助言などにおいても財務省主計局に依存していることから、他省庁からは財務省主導との見方もあります。仕分けの意義や方向性については肯定的な評価が行われる一方、手法や所要時間、仕分け人の知識量への疑問、議論の場における態度への苦言がなされているなど、さまざまな意見はあると思いますが、公開の場における事業の要、不要などそもそもから考える事業仕分け、仕分け結果の利用価値は大変大きいと考えております。

次に、行政改革による事務事業の見直しをどのような形で行っているのかとのご質問です。現在の笠間市行政改革大綱では、事務事業の見直しを初めとする七つの主要施策を定め、重点項目として事務事業の見直し、自主財源の確保を位置づけ、行政改革を推進しております。

事務事業の見直しには、三つのテーマがございます。まず、一つが事務事業の整理、統合、合理化及び施策の重点化、そして二点目が指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進、そして三つ目が行政評価制度の導入、この三つの改革目標を設定しまして、49の実施項目について年度計画によりまして各課において実施をしております。

実施項目の前年度の実績や年度途中の進捗状況につきましては、庁内の管理課長で構成する行政改革推進本部幹事会、それから市長を本部長とする行政改革推進本部で協議をし、進行管理を行うとともに、学識経験者や民間企業の代表、議会の代表、公募委員などで構成する委員11名の行政改革推進委員会でご審議をいただいているところでございます。

なお、行政改革の実績につきましては、審議会への報告にあわせまして、ホームページや市報等により市民の皆様へ公表しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） 13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、市営住宅の増設についてでございますが、議員ご質問の福原地区におけるプロバンス笠間の市営住宅事業につきましては、平成8年度に策定いたしました公営住宅建設

事業基本計画に基づき、全体計画戸数58棟を建設する計画で進めてまいりました。現在までに、木造2階建て5棟10戸、鉄筋コンクリート3階建て2棟24戸が建設され、残り24戸分の建設については、社会情勢の変化や財政事情から事業を中止しているところでございます。本市といたしましては、本年12月設置予定の定住化対策プロジェクト検討委員会の中で市営住宅のあり方を含め検討し、その方針に基づき事業を推進してまいります。

次に、住宅供給公社の土地の活用でございますが、現在、住宅供給公社で行っているプロバンス笠間の分譲面積4.28ヘクタールが、いまだ処分できない状況でございます。本市といたしましては、この土地を定住化の促進を図るための種地としてとらえ、今後、利活用について住宅供給公社と協議をしながら検討してまいります。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、定住化のための住宅施策としまして、市有地の住宅への活用はできないかというご質問にお答えをしたいと思います。

市有地の活用につきましては、笠間市公有財産利活用検討委員会を設置いたしまして、将来の土地利用計画の定めていない未利用財産につきましては、土地利用の検討をいたしているところでございます。その中で、将来的に市の公有財産として保有する必要のない財産で住宅地として利活用可能な土地につきましては、積極的に民間に処分していく方針でございます。

なお、これまで一般競争入札を実施してまいりましたけれども、価格が折り合わずに不調に終わっている物件につきましては、市場価格に見合う売り払い価格を検討いたしまして、またさらにその他の未利用地を含めまして、本年度中に入札を実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） それぞれありがとうございました。笠間門前通りの整備計画につきましては、市長からの答弁によりますと、地元の方、関係機関と十分なる連携をとって進めていくという旨のお話だったと思うんですけれども、本当にそうだと思うんですね。ここの計画が一応3年ということで、策定計画にも入ったところということですが、やはり膨大な金額をここに投じて整備するわけですから、本当にここの商店街の方たちと真剣に取り組んで、商店街の方たちがどうしても自分たちがここでこれから観光としてやっていくんだという意気込みを感じながら、行政がそれをリードしていくというのが正しいやり方ではないかなと私は思っておりますので、ぜひともここの商店街の方たちと話を詰め詰め、頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ここの商店街の人たちも、ここの開発については先生方をお呼びして勉強しているというようなお話も聞いているんですけれども、そういった商店街の人たちの対応とい

うのはどのような形でされているのか、わかればお伺いをしたいと思います。

また、これから開発に当たって各商店街の方たちが自分のお店を改装するということには、やはり資金というものが一番大切になってくるんじゃないかと思っております。その資金の調達について、どういった方法があるのかというようなことを行政はリードして早くからお知らせしていく必要があるのではないかと思っておりますので、その点につきましても、担当部長は商工観光課の方でしょうか、もしそういう点でこれから先々の見通しがあればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、定住化対策ですけれども、笠間市は3年間で約1,500人減少しているんですけれども、世帯数はふえているんですよ。ということは、やはり若い人が笠間に来ているんじゃないかなと思うんです、この数字を私見ましたら、1,500人減っているところに世帯数が約1,000世帯ふえているという現象、やはりこれは真剣にとらえる必要があるのではないかなと思っております。

実は、笠間の福原地区というところは、交通の便的には余りいいところではないですよ。商店街にもちょっと遠いですし。しかし、最近、笠間西インターができましたので、交通の便がそういう点でよくなりました。それで、今の若い方たちは、車社会ですから、車を持っておりますので、ある程度まちから離れたところでも、本当にいい環境で住宅があれば住めるという状況だと思うんです。そういったところに住んでいただければ、行く行く自分の持ち家を持つときに、今まで住んできた笠間、友達もできるし、住んでいる環境もなじんでいるので、やはりこの笠間市に自分の家を構えようというのが大多数ではないかなと思っておりますので、そういうことも見据えて定住化対策というのを真剣に考えていていただきたいなと思っております。特に、今回、定住化促進対策プロジェクト検討委員会というものが設置されたそうですので、ここを中心にいろいろと策を考えていただきたいと思っております。

福原地区のプロバンス笠間なんですけれども、あそこはまだまだ土地があるんですね。先ほどお話ししました住宅供給公社の土地もありますし、市の土地もありますし、ここに計画的には進んでいるということですので、まずはこの部分に市営住宅を建てて、若い方たちに格安な値段で住宅を提供し、笠間に定住者をふやしていけるような政策を引き続きしていただきたいと思っております。定住化対策につきましては結構です。

事務事業の見直しについてですけれども、室長の答弁にもありましたように、国の事業仕分けは国民の間でも賛否両論があったと思います。特に、これが出されてから後々、いろいろな団体で大分政府の方に意見を申しているようなことも報道されておりますので、この事業仕分けは、本当にパフォーマンス的でもあったのかなと思う反面、今まで何十年もの間私たちの税金がどのように使われていたのかということが余りよく見えませんでしたので、そういう点では、本当に納税者から見れば、やってくれてありがとうという形で私は受け取った次第です。

それを今度笠間市に置きかえますと、行政改革の中でそれぞれ地方自治としての事務事業の見直しを細かくやっているお話をいただきました。その事務事業を行政の中だけでやっているというのはよくわかりましたけれども、それを国のオープンな形での仕分け作業を見習って、笠間市民に公開しながらやってみてはいかがでしょうか。そうすることによって、透明性も出てきますし、納税者から見ますと、私たちの税金がどういう形でどういふところに使われているのか、また行政の皆さんが真剣に使い方を模索してくれているという姿がかいま見られると思うんですね。ぜひこれからオープンな形でやっていただければ、納税者にとって納税の意欲も出るものではないかなと思いますので、2回目の質問といたしましては、市長にお考えをお伺いしたいと思います。

現在、行革大綱が出されておりますけれども、大綱の見直しは其中で必要かどうか、そしてまた今回オープン形式で取り入れている形をこの笠間市としてもやる気はあるか、またやってみたいと思っていられるのか、その2点についてお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 萩原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、門前通りの整備についてでございますが、商店街に対してどのような対応をしているのかということでございますが、市の方といたしましては、既に地元の稲荷神社、商工会、あの地域にあります門前通り商店街等の協力を得まして、3回ほど勉強会を重ねてまいりました。この17日も、第4回目の勉強会を実施する予定でございます。地域の方が積極的に出席していただいて、非常に今回の事業に前向きにとらえていただいているのかなと私は思っております。ただ、総論の話でございますので、現段階では、各いろいろな事業展開する中で個別の話になってきたときに、地元の方々がどれだけ理解をしてくださるかということが、私は一つの課題だと思っております。

と申しますのは、旧笠間市の時代に、あの通りの整備を見直そうということで何回か整備計画をつくってきた経緯がございます。結果的には、これはだれがいいとか悪いとかじゃなくて、その計画がなかなか実現できなかったということがございます。なぜできなかったのかということについては、十分我々も反省をしながら、そしてまた住民の皆さんにも理解をしてもらいながら進めていきたいと思っております。

私、地元の方々には、行政がこうやって取り組むのは多分最後でしょうと。あなた方がやるかやらないかという強い意思を見せてくださいと。我々もしっかりと取り組んでいきます。そういうお話をさせていただいているところでございます。そういう考えに基づいてしっかりと進めていきたいなと思っております。

それと、行政改革大綱の見直しにつきましてでございますが、18年度に合併後、笠間市行政改革大綱を策定いたしまして、これが22年度の5年間という計画になっておりまして、

23年度からは第2次行政改革大綱を策定する予定になっております。来年度の早い時期から策定作業に入っていきたいと考えております。

来年度の早い時期に策定に入っていくということは、23年度から新しい計画がスタートするわけですが、その前の22年度中の早い段階に計画を策定して、23年度の予算に生かすことができればというふうに考えております。

それと、国の事業仕分けがオープンな形で行われて注目を浴びておるわけですが、私は、市では事業仕分けというよりも事務事業の見直しというような観点だと思っております。これについて公開をしてはどうかというふうなお話でございます。

事業仕分けというのは、今回、国でテレビ中継が入って、非常に国民に注目を浴びましたけれども、全国の地方自治体では、既に44の市町村の自治体が事業仕分けに近いものを行っておる経緯がございます。国の事業仕分けほどマスコミに注目が当たってないということがございますが、既にそういう地方自治体が先進的に取り組んでいるということがあるわけがございます。

そういう中で、事務事業の見直しというのは、私は、やはり1年で終わるものではございませんし、継続的に行っていくものでございまして、費用対効果ということを常に考えながら事務事業の見直しを行っていくわけございまして、そのためには、市議会議員の皆さんや市民の皆様にはわかりやすく説明を行い、議論を交えながら行財政運営を進めていくということでございまして、どういう形でどうオープンにできるかということは、今の時点では何とも申し上げられませんが、透明性を図るために積極的に市民の皆さんに理解できるような、そういう形でやっていくことは必要ではないかなと思います。

市の方としましては、それとは別なんですけど、今回、笠間市補助金審査会を補助金の透明性を図るために一部試行的に公開で行っていききたいと考えております。

以上です。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 13番萩原議員の再度の質問の中で、門前通り商店街の勉強会の様子、それから資金提供についての考え方、ご質問いただきました。

私どもも、先ほどお話がありましたように、地元の方の意識が非常に重要であるということで考えております。今年度につきましては、笠間市商工会が主体となりまして実施しております商工会塾、もうかる店づくりというようなことで勉強会を開催してございます。店舗づくりの勉強会ということで3回、それから12月に入りまして勉強会を実施することで、商店の方々も今までにない意気込みを感じております。

市といたしましても、道路整備に合わせ、まち並み景観や特色のある店づくりの協力を考えていきたいと思っております。具体的な店舗改装等に対する資金援助につきましては、昨年度から活用しておりますけれども、茨城県がんばる商店街支援事業、あるいは地域活性化センター助成事業などを調査いたしまして、今後、商店の店舗改装などへの活用の可

能性につきまして、県あるいは商工会と連携をとりながら協力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

門前通りの整備計画ですけれども、本当にこれは難しい問題だと思うんですね。私もあそこよく、散歩道というか、門前通りを行ったり来たり歩くんですけれども、何人かの商店の方たちとお話をする機会がありまして、この計画についてもちょっとお話をいたしました。本当に真剣に今回とらえて、勉強会をしているというようなお話も伺いました。また、自分は勉強していながらも、あの商店街にシャッター閉めたままのお店も何軒があるので、それを見ると、本当にどこまで進めていいかわからないというようなお話もいただきました。行政がある程度進めても、そこについてくる商店街の人たちがいないと、これは計画が続きませんので、3回の勉強を交えて真剣にはなっていると思いますけれども、より一層地元の方たちと連携をとりまして、本当にお互いにやる気を持った時点で進めていただきたいと思います。

資金調達については、県とか商工会とかいろいろな形で商店の援助とか支援をしていると思いますので、そういったものを細かく綿密に知らせるということが必要ではないかなと思っておりますので、それも引き続きお願いしたいと思います。

とにかく私は、笠間市のこの門前通りがにぎやかになって、先ほど市長さんおっしゃったように、ここに来た方たちが笠間門前通りで満足し、そしてまたその人たちが北山公園、愛宕山などに回遊していただければ、本当に笠間市の観光が生きてくるんじゃないかなと思って、今回の計画私は楽しみにしておりますので、ぜひ実行、そして現実にしていただきたいなと思っております。

事務事業の見直しですけれども、事務事業というか、この前私も新聞で拝見したんですけれども、事務事業の見直しというのは国が今回初めてやったと。しかし、各自治体は既に、市長もおっしゃいましたけれども、何年も前からきちんとやっていたんだよということですね。私は、じゃあ地方の方が進んでいたんだと改めて思ったんですけれども、今回、やはりオープンにしたということで皆さんの関心が高まったのではないかなと思っております。オープンにするということによって、私たち納税者が、納税の意欲ですか、納税する側にとっての意欲というものがより一層わくという思いもありまして、納める側は自分の税金がどのように使われているかということが一番関心事ですので、今後、そういったオープン化して、透明性を市民に細かく知らせていただける方法をとっていただければよろしいのじゃないかなと思いますし、また市長も今後そういう課題を持って取り組んでいただけるというようなお話をいただきました。

私も、さっきの委員会で執行部の方から説明をいただきました予算編成過程である笠間

市補助金等審査会の公開についてということで、補助金の対象、今回10の団体、これは公開ということですので、そういった10の団体の方たちと執行部とが補助金についてお話をされるということですので、こういうものから公開をされていくのではないかなと思っております。

こういうところに、議会という立場はどうなるんでしょうね。国会の事業仕分けについては、政治家が主導をとるんだなどということで、国会議員の方たちが各団体との交渉をしておりましたけれども、今回、予算編成過程の審議会は、執行部と補助団体との間で公開の中でいろいろと意見が交わされると思ってありますし、またこういうことに関心を持って市民の方たちが公開の場においでいただいて、税金の使い道というものをわかっていただける場じゃないかなと思ってありますので、この公開については頑張っただけだいたいと思っております。

市長が先ほど、これから課題としていくようなお話をいただきましたので、それを信じて、ぜひ税金の使い道というものを市民に知らせていただけるような方法をとっていただけることをお願いいたしまして、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 今、萩原議員の質問の中であった件について、もう一度ご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、予算編成に伴う笠間市補助金等審査会を公開して行うということは、もちろん補助金の透明性を図るためなんですけど、これは副市長を筆頭に市の内部で補助金審査会というのがございまして、この審査会を公開するということであって、団体の方とやりとりするということではないんです。内部の審査会と団体を抱える担当課、それとのやりとりを公開するということですので、その辺は誤解がないようにさせていただきたいと思っております。

その中で、役所の中でどういう議論をして補助金の金額を決めているのか、担当課としてその団体に補助金を補助する場合の基本的な考え方はどうなのかと、そういう議論をしておりますので、それを公開するということですので、ご理解をお願いしたいと。

13番（萩原瑞子君） 審査会という形での公開ですね。わかりました。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番議員町田です。さきに通告しました、1、県道のこさ払いについて、2、イノシシ被害の対策について、3、交通安全対策についての3点を一般質問します。私は簡潔に質問しますので、簡潔な答弁をお願いします。聞いていると、答弁者も長々としているものですから、簡潔で結構ですから、時間をかければよいというものではありません。

それでは、最初に、県道のこさ払いについて。県道茨城岩間線の押辺地区の道路のこさ払いしてはどうか。道路の中央線まで、竹、木、繁茂している状態が続いております。危険であるので、改善方をお願いいたします。

2点目、イノシシの被害対策について。現在、笠間市にはイノシシの狩猟免許、わな取得者が何名いるのか。市は、イノシシの狩猟免許を市の職員に取得させてはどうか。

3点目、交通安全対策について。1、岩間工業団地内の交通信号機のその後の進捗状況についてお伺いします。2、現在、笠間市全域において交通信号機や道路標示等の設置の要望は何件ぐらいあるのか。3、笠間市の小学校にて自転車通学の小学校は何校あるのか、またその児童数は。これは結構です。先ほどの大関議員の一般質問で重複しております。

4点目、自転車通学の児童に対して安全対策はどのようになっているのか。銚田市では、年5回、保護者が学校に行き点検をしているというような、新聞に出ておりました。笠間市ではどのようになっているのか、お伺いします。

以上、3点です。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

県道茨城岩間線の押辺地区の道路こさ払いをしてはどうかとのご質問でございますが、車道や歩道の一部において、樹木の張り出しなどにより通行の妨げとなっております樹木の伐採または枝払いにつきましては、本来所有者の自己責任において対応していただくことになっております。このようなことから、茨城県では、毎年、笠間市や警察署など関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通して啓発活動を行っているところでございます。また、樹木の張り出しや倒木など道路管理上通行の支障となる場所につきましては、道路管理者が所有者と協議を行い対応しているところでございます。

議員ご質問の県道茨城岩間線の押辺地区の栲山西部から東部地区は、特に民地からの竹木等が道路に張り出し、危険な状況でございます。このようなことから、当該道路管理者であります水戸土木事務所へ枝払いの要請をいたしましたところ、一部こさ払いを実施していただいたところでございますが、まだ全体的には竹木等が張り出している状況にございますので、引き続き県の方に要請してまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

笠間市には、イノシシの狩猟免許取得者が何名いるのかについてでございますが、茨城県県民センター総室環境保全室の資料によりますと、10月末現在で、笠間市の狩猟免許取得者数は延べ164名でございます。内訳としまして、網猟免許取得者が5名、わな猟免許取得者が39名、第一種銃猟免許取得者が120名でございます。

次のご質問、市はイノシシの狩猟免許を市の職員に取得させてはどうかというご質問でございますが、現在、市の職員の中には自主的に狩猟免許している者がおります。第一種銃猟免許取得者が1名、わな猟免許取得者が2名です。そのうち1名は農政課に在籍しており、農作物へのイノシシ被害等に関する相談に応じております。

なお、市ではわな猟免許取得者に対する支援を行っておりますので、この制度を活用して、職員の狩猟免許取得については自主性を尊重したいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 17番町田議員のご質問にお答えをいたします。

交通安全対策について、まずこれまでも何度かご質問をいただいております。岩間工業団地内北側のキャノン化成と不二製油の角にある市道交差点の信号機設置につきましては、毎年笠間警察署へ設置要望書を提出してありまして、今年度も10月9日に市長名で要望書を提出したところでございます。

なお、信号機設置の適否の判断につきましては、警察庁の信号機設置の指針に基づき、交通量、交通事故の発生状況や児童生徒や高齢者の安全確保等を総合的に判断して、茨城県公安委員会が決定をしております。

笠間警察署に確認をしましたところ、新設道路を初め、信号機設置の指針を基本に、必要度、重要度、緊急性のあるところを優先して信号機を設置していくこととなりますので、ご質問の交差点への設置優先度は低くなるとのことでありますが、今後も引き続き交通事故防止のため信号機設置を要望してまいりたいと思っております。

次に、笠間市内の交通信号機設置要望件数でございますが、現在23件の要望がございます。

なお、市において20年度に設置要望いたしましたうち、本日現在で4基が設置されました。

また、道路標示の要望件数につきましては15件となっております。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

自転車通学の児童に対する安全対策のご質問でございますが、教育委員会におきまして、自転車通学の児童生徒に対して反射たすきを配布しております。さらに、毎年、茨城県自転車二輪自動車商協同組合笠間支部に委託をいたしまして、通学自転車の安全点検を実施し自転車の安全性を確保するとともに、通学に際してヘルメットの着用を義務づけて、通学用ヘルメットの購入に対して補助を行うなどの安全対策を行っております。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番(町田征久君) 非常に簡潔な答弁でありありがとうございます。

県道茨城岩間線の押辺の道路のこさ払いの件なんです、これはあの道路ができてからずっとしておりません。あそこの歩道も、草がぼうぼうで歩けないというような状態です。また、左側、全部あれは地区の共有地になっております。また、右側の竹が繁茂しているのは、不在地主でございます。すべてあそこの地主は私も頭の中に全部入っておるんですが、もし個人がやるとしても、道路を半分閉鎖して切らなくちゃどうしようもないです。もともと切ったら、みんな道路の中央に来ているわけですから。部長、行って見たんでしようから、後でお答えをお願いしたいんですが、まずひどいです。よくあんなにほうっておき、地元の県会議員にもお願いしたんですが、所有者がこさ払いはやるんだと。

昔の話なんです、こさ払いしてもその木だけ持ってこなければ構わないんだということがあったんですが、私も昨年、市道の、どうしようもなく、垣根が道路のカーブで危なくてしょうがないという話を私のところへ持ってきて、私は自分で切って処分しました。事故が起きては間に合いません。ひとつあの問題は真剣に県も市も、今、雪が少ないですが、雪が降ると竹がずっと折れ曲がって道路の中央まで来て、交通の妨げになります。

それから、2点目のイノシシの被害ですが、わな免許、31名いるんですね。これ、岩間地区、友部地区、笠間地区、イノシシ捕獲にはわなが一番いい。私も一昨年講習会に行きましたが、その後受験のときに病気で欠席してしまったんですが、とにかく市でも、講習会に8,000円、受験に5,300円補助をしているわけですよ。だけど、これは試験に合格したらお金をやるけど、しなかったらやらないというような形です。

なぜ市の職員にわなの資格を取ってもらいたいかということは、笠間、友部、岩間の職員はずっと山際のところからも来ております。私の知っている職員の畑も、ぐじゃぐじゃにされるというような形です。私の地元にも農業委員がいますが、狩猟免許のこれを、広報かなんかでは出しているんでしょうが、皆さんにはわかっていないんですね。

それで、これは自分の畑は1年間わなをかけることができるんですね。だが、狩猟期間中にかかったイノシシについては鉄砲で撃ってくれる、それ以外は自分で処置をしろというわけです。手負いのイノシシという怖さがあるとおり、これで一步下がってしまうんじゃないかと思うんです。

それから、交通安全対策の工業団地内の信号機なんです、先ほど大変に詳しくお聞きしましたが、あの信号機は1基つけるのに何百万円とかかって、茨城県からずっとやると、いつつくんだかわからないというような状態です。ひとつこれ根気よく、工業団地も今度キヤノン化成ができ、あそこは物すごい朝夕交通ラッシュでございます。これは担当部長も一生懸命やるということですので、よろしくお願いします。

それから、現在、笠間市全域において交通信号機、道路標示の設置、これも何年も前からお願いしているんですが、つかないと。23件、もっとあるんじゃないかと思ったんです

が、23件というのは私の考えからは大変に少ない数字です。

また、この中で、B & Gの入り口には信号機がつけました。それから、押辺の方の先ほどの茨城岩間線の方の出口の方の信号機、これはずっと前から地元の人が要望しているんですね。私もあそこを年じゅう通るので見ましたが、変則十字路でございます。なぜかという、あそこは第二小学校の通学路でございます。きのうの質問のとおり、あそこは自転車通学です。あその一角の一角は自転車通学でございます。7時半から8時までの通勤時間帯と重なって大変な交通量です。あそこで自動車をとめて自転車の学童を優先的に通らせるということは、大変でございます。

私も、けさ立哨してきましたが、車を優先でやります。右に信号機があると、青なら無鉄砲で減速もしないで通るという状態で、私の担当している十字路は車優先ということでやっております。

また、中学生の自転車、私の目の前で、雨の日に自転車が転びまして足を痛めまして、その自転車を軽トラの後ろへ載せようと思ったら、とにかくステンレス製で重いんですね。子どもは中学校まで送りましたが、あの重い自転車に乗っていくと、一番痛むのはチェーンとタイヤだと思うんです。

なぜ私が点検をお願いしますかということは、恐らく小学生の児童、自転車通学している人の親は、朝晩、空気圧、ブレーキの緩み、チェーンの緩み、恐らくやっていると思うんですが、再度、教育長、現場で自転車通学、笠間市が一番多いんですね。確かに私も見ておりますが、自転車、小さい自転車の後ろにランドセルを乗せて通学しております。危ないな、危ないなと思って、皆さんはそこは徐行して歩いているんですが、家庭で自転車の点検を保護者をお願いをしてはどうかと思うんです。その点、後でお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 町田議員の再度のご質問にお答えいたします。

樹木の所有者が高齢であったり、不在者の場合の取り扱いでございますけれども、茨城県の方にこの問題について確認いたしましたところ、どうしてもそういったことでできないというような場合には、その作業を茨城県が代行いたしまして、その立てかえというか、そういう方法で実施しているということも聞いております。

また、共有地のところの立木の伐採でございますけれども、こちらにつきましては、岩間支所の方から地元の共有地の皆さんをお願いいたしまして、11月29日に一部伐採をしていただいたという報告を受けております。いずれにしましても、県と連絡調整を行ってできるだけ改善をしてまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 町田議員の再度のご質問にお答えします。

本市では、先ほど答弁申しましたように1学期の早い時期に専門家、自転車の専門家に、

自転車屋さんをお願いして、すべての自転車、子どもたちの使っている、登下校に使っている自転車についての点検をしております。そこで、ここを直してくださいということ、それからこれがどうということすべてチェックをして保護者に返すというふうにしております。その際家庭での点検ということを要望しております。

また、今お話しございましたように、再度改めて家庭でも点検を十分してもらえるように連絡をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 先ほど信号機の設置要望の部分で、岩間海洋センター前から県道の茨城岩間線、交差する部分の十字路のところでございますが、これにつきましても先ほど信号機の設置要望につきましては23件ございまして、その中に含まれておりますので、警察署の方にも設置要望方についてはしてございます。

17番（町田征久君） イノシシは、市の職員のイノシシ。

議長（市村博之君） イノシシは要望でなくて質問ですか。

産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 再度のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、イノシシの駆除につきましては、相当な技術と経験を要します。さらには捕獲した場合については適切な措置が求められるということで、非常に大変なものだと思っております。ご指摘のとおり、PRにつきましてはさらに強化をしてみたいと思います。昨年度から、19年度わな猟の制度の活用しまして、9名の方、21年度につきましては3名の方に助成を行っておりますので、これらの制度につきましても広く住民に周知をしてみたいと思っております。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 大体、私の質問について答弁は8割方簡潔な答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。

議長（市村博之君） 町田征久君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時15分に再開します。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番畑岡進君の発言を許可いたします。

11番（畑岡進君） 11番畑岡進でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今、政府の行政刷新会議による事業仕分けが連日報道されております。大きな課題となっております。仕分けの結果によっては、笠間市の今後の各種事業に大きな影響を及ぼすものと懸念しております。先ほど萩原議員から事業仕分けについて質問がありましたが、私は下水道の方でやっていきたいと思っております。

先日の報道で、下水道事業は地方移管という仕分け結果が出されました。このことは、国の補助事業として進めてきた公共下水道事業を今後は地方単独事業で行うものであり、今後、笠間市が下水道事業を進めていく上で大きな影響があると思われまます。

さて、笠間市の公共下水道事業は、昭和56年に旧友部町で着手され、事業着手から28年が経過し、現在、全体計画では、平成27年度で2,813ヘクタール、3万6,048人の汚水を処理する計画となっております。

下水道が整備されますと、家庭や工場、事業所から排出される汚水や雑排水が下水道管を通じて処理場へ運ばれ、きれいな水に処理され、河川などに放流をされます。水洗トイレによる清潔でさわやかな生活ができるばかりでなく、生活排水などの汚水が住宅周辺に直接流されることがなく、悪臭や蚊、ハエなどの発生を防ぐなど住居関係が改善されると思っております。さらに、汚水がきれいな水に処理されてから河川などに返されるため、公共用水域の保全にもつながります。このように、下水道は現代の生活に欠かせない施設であります。

市民生活の改善と公共用水域の保全の観点から、下水道事業について以下の3点を質問いたします。

1番目として、笠間市の公共下水道は、全体計画2,813ヘクタールに対し、平成20年度末の整備状況は1,248ヘクタール、整備率は44%となっていると聞いております。また、現在の下水道事業は大部分が国から約50%の補助金を受けて行っておりますが、過日行われた事業仕分けでは、現在国庫補助事業で行われている公共下水道については地方単独事業にすべきとの仕分け結果が出されました。それらを踏まえまして、今後、公共下水道事業計画は計画どおりに進んでいくのか、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、広い意味での下水道には、公共下水道のほかに農業集落排水や合併浄化槽などがありますが、それらを含めた市の計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

3番目でございますが、笠間市の公共下水道はエコフロンティアかさまの浸出水を受け入れておりますが、一般の下水道処理場では重金属等の有害物質は処理できないと思いません。エコフロンティアから排出されました水についてはどのようなチェック体制をしているのか、お伺いをいたします。

次に、大きな2番目といたしまして、下水道の緊急時の対策についてお伺いをいたします。

最近、各地で大きな地震や豪雨などの災害が頻繁に勃発しております。水道や下水道は

市民の一番重要なライフラインであり、下水道が使用できなくなりますと水道も使用できなくなり、市民生活に大きな打撃を与えます。そこで、以下の2点をお伺いをいたします。

まず、処理場や下水道管の緊急時の対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。特に笠間地区では、汚水が下市毛ポンプ場に集められ、下市毛ポンプ場から長距離圧送方式を採用しておりますが、ポンプ場や圧送式下水道の緊急時の対応はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

また、多量の雨水が流出すると、処理場の処理能力を超えてしまうというおそれがあると思われませんが、下水道施設の雨水の流入などに対する対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

〔上下水道部長 大和田俊郎君登壇〕

上下水道部長（大和田俊郎君） 11番畑岡議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、一つ目の下水道事業でございますが、その1番目、下水道の全体計画どのように進むのかというご質問でございますけれども、笠間市下水道事業全体計画につきましては、岩間地区が平成11年度585ヘクタールに、笠間、友部地区は平成15年2,228ヘクタールとし、平成18年に合併により全体区域面積2,813ヘクタールと決めました。そのうち、事業認可区域については認可面積1,638ヘクタールとなっており、全体に占める割合は58.2%でございます。また、平成20年度末の整備済み面積は1,248ヘクタールで、全体に占める割合は44.4%となっております。全体計画の目標年度は平成27年度で、おおむね5年ごとに事業認可区域を定め、下水道の普及を図っておりますが、近年の財政事情等から予定どおり進まない状況となっております。

このような中で国の事業仕分けが行われ、実施は各自治体の判断に任せるとの評価結果が出ましたが、今のところ財源等を含めた具体的な情報がなく、今後の国の動向を注視しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目でございます。公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽を含めた笠間市の計画でございますが、下水道などの生活排水に係る水質浄化の事業は、茨城県生活排水ベストプラン及び笠間市生活排水ベストプランによって計画的にその整備を図っております。

笠間市におけるそれぞれの利用区分率は、平成20年度末で、公共下水道が33%、農業集落排水が3.9%、合併処理浄化槽が13.5%、単独処理浄化槽が17%、くみ取りが32.6%という状況にあります。笠間市生活排水ベストプランでは、公共下水道60.3%、農業集落排水26.7%、合併処理浄化槽12.5%になるよう計画しております。

ことし11月に茨城県の生活排水ベストプランが改定され、排水処理の普及率100%を目指し、目標年度が平成32年から平成37年に延長されました。今後、日本は人口減少化社会を迎えることから、茨城県生活排水ベストプランでも、その計画人口などの見直しをした

ところでございまして、笠間市においても、公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽の区域の精査を行い、有効かつ効率的な整備が図れるよう事業計画区域の見直しや合併処理浄化槽とのすみ分けの見直しなどを含め、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

次に、3番目のエコフロンティアかさまの浸出水のチェック体制でございしますが、現在、エコフロンティアかさまから平成20年度は約8万3,000立方メートルの放流量がございします。水質検査については、エコフロンティアかさまが茨城県公害防止協会に委託し、2カ月に1回、年6回水質検査データを提出していただいております。基準内の水質となっております。

次に、二つ目の下水道施設の緊急時の対策でございしますが、下水道管の緊急時でございしますけれども、笠間地区の汚水全量を下市毛ポンプ場に集め、口径500ミリメートルの鋳鉄管1条で手越の踏切付近までの3,600メートルを圧送し、国道355号沿いに流れ、浄化センターともべにおいて処理しております。

災害等で発生する停電等に対しては自家発電等で対応しておりますが、圧送管は、平成6年に稼働し、現在、1日当たり平均2,000立方メートルを1条で圧送しております。もし仮に現在の圧送管本体に災害や事故等の緊急事態が発生した場合は、管のバイパス工事等を行って対応してまいります。

しかし、今後の大きな事故等が発生することを想定いたしますと、新たに1条を布設し対応することが妥当と考えますので、路線の調査や経済的な方法、財政事情等を考慮し進めてまいります。

次に、二つ目の豪雨時等の対策でございしますが、豪雨時等の下水道への雨水の流入は、初期のマンホールの鉄ぶたからと老朽管からの流入が多いのではないかと考えております。初期のマンホール鉄ぶたは、かぎ穴が開放されている構造でありました。不明水については、降雨の一部が汚水管に流れ込むだけで汚水管の許容量をはるかに超える流量となる場合があり、マンホールぶたの浮上や処理施設的能力超過の原因となっております。現在の鉄ぶたにつきましては、改良により、かぎ穴がかぎ自体によってふさがれる構造になっており、雨水の流入は改善されていると考えております。設置されている8,459枚のうち3,777枚が古い型の鉄ぶたとなっており、そのうち冠水しやすい場所のぶたは約500枚で、20年度に34カ所、21年度に45カ所と、毎年少しずつではありますが、不明水対策用鉄ぶたに交換しております。

また、管路延長約254.6キロメートルのうち、老朽管対策として、テレビカメラ等を駆使し、管路補修事業を20年度約4.3キロメートル、21年度約2キロメートルを補修しております。今後、できる限り雨水及び不明水対策を行い、外部からの流入を少なくし、嘔き返し等が起きないように処理能力の向上を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 畑岡 進君。

11番(畑岡 進君) 再度質問をいたします。

まず、第1番目でございますが、広い意味での下水道には、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などがありますが、笠間市ではこのすみ分けをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

笠間市の浄化槽設置事業補助金交付要綱では、補助金対象の地域が公共下水道認可区域と農業集落排水事業採択区域を除く市内全域となっております。これは、公共下水道や農業集落排水事業の全体計画区域であっても、事業認可や事業採択がされない地区は合併槽の補助金がもらえるということであると思いますが、公共下水道の全体計画区域でまだ認可を取得していない地域、笠間で言えば例えば石井地区、そして稲田地区などがございますが、合併槽を推進していくことになるのか、お答えを願いたいと思います。

また、今後、新たな事業認可を取得した場合、補助金により合併槽を設置した方への対応はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

また、現在の浄化槽設置事業補助金交付要綱では、事業認可区域は補助金を受けることができない規定になっておりますが、家を新築する場合等で公共下水道の供用開始を待てない場合がございます。また、公共下水道の接続ができない無理な土地に対する対応はどのような考えを持っておるか、お伺いをいたします。

次に、水質調査の3番目としまして、エコフロンティアかさまのチェック体制でございますが、水質検査についてであります。放流側のエコフロンティアかさまの事業団からの一方的なデータと、今、部長の方から答弁されましたが、エコフロンティアかさまの事業団からのデータばかりでは、私は安全とは言えないのではないかと感じております。受け入れ側の笠間市下水道側でも独自に検査をし、比較して、初めて安全と確認ができるものと思っております。そういう意味で、笠間市独自に検査し、データを取り、チェックをすべきだと思いますが、どのような考えをお持ちか、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、下水道の2番目でございますが、下水道施設の緊急時の対策、下市毛ポンプ場から圧送管についてでございますが、早期に着工できるように対応をしていただけるとのことですので、これは理解をしたいと思っております。いろいろな事業面があろうとは思いますが、なるべく早く緊急に備えていただきたいと思います。ただし、笠間地区の一部を一手に引き受ける重要な幹線でありますので、また、ほかに圧送式の老化した下水道管が破損している事例が各地で見られておりますので、不測の事態を考えていただき早急に着工していただきたいと思います。

2番目でございますが、外部からの流入水により噴き返し等の被害が年に何回が起きていると聞いております。特に友部地区に多いと聞いておりますが、どのような原因で起きているのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

また、100%噴き返しのないように対策を考えていただくとともに、下水道の接続柵に雨水を入れてしまうということがあるとも聞いております。その点についてどのような対

策をしていくのか、それもお伺いしたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わりにいたします。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

上下水道部長（大和田俊郎君） 再度の質問にお答えいたします。

公共下水道、農業集落排水、また合併浄化槽の区域の設定、その中で例えば稲田地区はどうするのかと、そういう地区はどうするのかということがございました。

公共下水道の認可区域の見直しについては、ただいま申しました国の事業仕分けの動向や県の生活排水ベストプラン等を参考に、事業認可区域の見直しの時期にアンケート調査等を実施いたしまして、地区の意向を反映できるように実施していきたいと考えております。

ただ、例えば稲田地区みたいに、公共下水道全体区域から除外するといった場合などは、汚水排水量が減少することから、公共下水道全体計画区域の面積に応じて取得しました浄化センターともべの敷地の面積また処理施設の見直しと、敷設されている笠間幹線の管路の口径等の問題が発生いたしますので、こういった問題も含めて、国や県と調整を行いながら、公共下水道区域と合併浄化槽区域、農業集落排水区域等の見直しを考えていきたいと思っております。

次に、二つ目、事業認可区域内の浄化槽設置の補助の交付はどうなっているかというご質問でございますけれども、合併処理浄化槽の設置補助金は事業認可区域内は対象外となっておりますので、事業認可区域内の工事が計画どおり現在進まない現状に市民の皆様が困っていることは十分認識しております。今後、事業認可区域の計画を立てるときは、工事が計画どおり実施できるよう、精査を行いまして工事を進めてまいりたいと思っております。

次に、エコフロンティアの件でございますが、その水質データは下水道課でも独自のデータを持つ必要があるのではないかとございまして、茨城県公害防止協会は公的機関であることから、提出されたデータは信用できるものと思っております。しかし、より以上の安全を確認するためにも、笠間市独自の水質検査を行っていく必要があると考えておりますので、これは今後検討させていただきたいと思っております。

次に、豪雨時の噴き返し等でございますが、私たち下水道課で把握しておりますのは、笠間地区においてこの前の豪雨のときに3カ所発生いたしまして、友部地区についてはちょっと私どもの方には情報は入ってきておりません。笠間で3カ所発生いたしました。特に個人の敷地内等への噴き返しが起こった場合は、その対応方策といたしましては、マンホールポンプ等を設置して逆流が起きないように処置をとり、対応してまいりたいと思っております。

また、各個人の住宅からの接続柵、そこに雨水が入っているんじゃないかという件でございますが、それは各幹線のマンホールの流量を見まして、テレビカメラ等を使いまして、

または住宅にお伺いしまして、その調査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 18番大関久義君が所用のため退席いたしました。

畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） 最後の質問となります。

3番目のエコフロンティアかさまについてでございますが、安全性が確認されていると言っておりますが、安全ならば公共下水道に接続しなくて濁沼川に流すのが、私は本来だったら事業計画の中でやるべきことではないかと思えます。一般に考えれば、公共下水道の重金属の処理ができない施設につなぐということは、ちょっと私は疑問に思っております。それに経費も5億円、6億円とかけて事業団が接続しているわけですから、それは私個人といたしましてはちょっとチェック体制が甘いのではないかと考えておりますので、検討するのではなく、笠間独自に、受け入れる立場で、ちゃんとした、きちんとしたデータがとれるようにやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目の下水道の豪雨に関しての流出でございますが、私が聞いている限りでは、友部地区は勾配が少ないので流出する箇所が何カ所か出ていると情報を得ております。笠間地区、岩間地区は山間なために流入する勾配が急なためにそれは起こらないと。友部の場合は、どうしても下水楯の角度が緩やかなものですから、その中で流出が起きると聞いておりますので、そのチェック体制、100%流出がないようお願いをして、3番目の質問はよしとします。

それから、先ほどちょっと漏れてしまいましたが、現在の公共下水道は約50%の補助金を受けて実施されておりますが、仮に国の事業仕分けどおりに下水道事業が地方に移管された場合、補助金がなくなり全額が市の負担となります。恐らく大部分は起債、借入金で事業が行われると私は思っておりますが、この場合事業計画の見直しはされるのか、その点を最後に質問いたします。

以上です。

議長（市村博之君） 上下水道部長大和田俊郎君。

上下水道部長（大和田俊郎君） 事業仕分けの中で単独事業となった場合には全額地方負担、確かに議員ご指摘のとおりだと思います。そういう中で、今現在、事業仕分けの中で財源等全然まだ情報が来ておりません。多分これが交付税方式みたいな形で中に算入されるということになれば、当然事業の財源が少なくなってきますので、事業の見直しは必要になってくるのかと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 畑岡 進君の質問を終わります。

次に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓でございます。通告に従いまして、質問させていた

だきます。

先ほど萩原議員もやりましたが、行政刷新会議の事業仕分けの件ですけれども、私の観点は、行政のむだを省くということでやっていきますので、よろしく願いいたします。

政府の行政刷新会議が事業仕分けを開始し、来年度予算の概算要求からむだを洗い出す作業を本格化させていると。事業仕分け作業にさまざまな問題点があるにせよ、予算査定生の現場を納税者が見ることができるのは、民主主義の原点を確認するよい機会になるのではないかと思います。世論もやんやの喝采を送っているように見受けられる。来年度の予算編成の時期を迎えて、その発言権者である市長はこの国の仕分け作業をどのように認識しておられるか、お伺いしたい。

2点目、我がまちの予算はどのように編成され、私たちの税金がどのように使われているかという意識は、今後ますます増幅されていくと考えられます。市長はこうした納税者、市民のニーズにどのようにこたえていくお考えか、お伺いしたい。

3点目、会計検査院が指摘したような税のむだ遣い、いわゆる預けとか、埋蔵金とか、受注業者の選定に当たったの問題点など、笠間市にはこのような事実はないかどうか、お伺いしたい。

4番、11月20日付の茨城新聞に、茨城県の不適正経理問題で県職員283名を処分と載りました。架空取引により業者にプールした預け金でパソコンや旅行券を購入とありました。また、76部署で預け、差しかえ、一括払いという不適正な経理が1,661件、金額にして1億7,000万円あり、また、会計規則を逸脱した翌前年度納入が2,391件、金額にして2億4,800万円確認されたと発表されました。

国交省からの6,290万円の補助金不適正処理を指摘された豊橋市の財務部長は、職員に国の補助金を使っているという認識が甘く、使い切るという習慣が浮き彫りになったというふうに話しております。このような認識は、本市笠間市においては他人事ではないはずであります。職員へのルールの研修を含め、意識改革にどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたい。

大きな2点目で、介護の問題、私たち公明党は、3,000人を超える地方議員が、この11月12月、介護問題総点検運動を行ってまいりました。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んでおります。

このような中、最近、高齢社会の深刻な実態を浮き彫りにするような二つのデータが発表されました。

一つは、厚生労働省が11月20日に発表した65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査結果です。2008年に家庭内や介護施設で確認されたのは全国で1万4,959件ありました。前年度よりも1,624件、12%増加しております。このうち、殺害されるなど24人が死亡した深刻な実態を浮き彫りにしております。また、家庭内虐待のうち、被害に遭ったお年寄り

の45%が介護が必要な認知症でありました。また、加害者の約4割がその息子でありました。調査は高齢者虐待防止法に基づくもので、今回で3回目です。厚生労働省は、認知症を患った高齢者の行動や言動へのいら立ち、介護疲れなどもその背景にあるのではないかとの見解を示しております。

また、東京新聞が11月20日付で発表したのは、介護保険制度が始まった2000年から昨年10月までのこの10年間に、全国で高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人、心中などで、被介護者が死に至る事件が少なくとも400件に上っているという実態です。事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどであります。加害者となった介護者のうち4割は執行猶予判決を受けております。行政や周囲の支援を受けられずに、孤立し、親や配偶者と死を選ぼうとした姿に、同情する検察官もあると言います。

前者は、65歳以上の高齢者への親族による虐待の相談や通報を受け、自治体が事実確認した事例の集計であり、また後者は、警察発表された新聞情報のデータベースからのもので、これらは氷山の一角であると言えます。そして、ここには超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備などさまざまな問題が絡み合う介護社会の重い現実を浮き彫りにしているということだけは認めざるを得ないと思います。

介護保険はこれからこそ必要な制度であり、私たちが改革して育てることが必要であります。以下、介護現場の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

1、家族が介護することを前提に介護保険は制度設計されております。したがって、独居老人や老夫婦世帯、認知症の介護が支えられていないというエアポケットがあります。そのためには地域の介護力の開発が不可欠です。笠間市の取り組みをお伺いしたい。

2点目、ふえ続ける男性の家族介護者、加害者の4割が息子という現実から、男性ならではの悩みの傾向など深刻な課題が見えています。また、介護をめぐる事件では、加害者のうち定職を持たない男性介護者が6割を占め、介護を機に離職して収入を失い、経済的にも追い詰められている姿が浮かび上がってきております。今の介護保険制度では、家族介護が評価されておられません。家族介護者の生活支援が重要と思われませんが、その認識と対応について笠間市はどのように行っているか、お伺いしたい。

3、介護が必要になっても住みなれた地域で生活が続けられるような、365日24時間体制でさまざまな介護サービスを提供するのが、小規模多機能型居宅介護であります。ことし9月末現在で、全国に2,192カ所あります。団塊の世代が75歳を迎える2025年には、3万カ所の整備が必要とされております。笠間市のこの小規模多機能居宅介護の件数、現状と課題、そして設置目標についてお伺いいたします。

4番、住民の半数近くが65歳以上の高齢者という、いわゆる限界団地も出現しております。こうした団地では、だれにも頼れなく孤立する高齢住民も多く、重い課題を抱えております。高齢団地の現状と、それに特化した取り組みについてお伺いいたします。

5点目、介護現場の総点検運動で私自身が最も気がつくのは、要支援になった方の介護保険への不満が沈殿していることであります。また、高齢者を自社の多様なサービスに振り分けるだけの利益主義の事業者が散見されます。これらの対応についてお伺いしたい。

以上、第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前11時51分休憩

午後 零時59分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番大関久義君が着席いたしました。17番町田征久君、23番須藤勝男君、25番竹江 浩君が所用のため退席いたしました。

答弁の方をお願いします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えいたします。

国の仕分け作業の可視化をどのように認識されたのかというご質問でございます。

国の予算編成に伴う行政刷新会議の事業仕分けは、そもそも必要な予算なのか、ゼロベースで考え直す、また何が論点か、予算の優先順位はどうなっているのかなど国民の目に明らかになるとともに、国民が国の予算、事務事業に関心を持ったことについては広く公開した意義は大きく、非常に効果があったものと認識しております。

しかし、テレビでの報道を見ておきますと、時間が短いとか、仕分け人の専門知識への疑問や、また説明する側の説明不足など、今後行っていく上では見直しすべきことも多かったのではないかなと感じております。

次に、納税者、市民のニーズにどのようにこたえていく考えかとの質問ですが、今回の仕分け作業がテレビなどで大きく放映され、市民の皆さんも市の予算や事務事業に改めて関心を持たれ、それらが決まるまでの経過や公開についても関心を持ったのではないかなと思います。

私は、常日ごろより、役所の持っている情報は積極的に公開し、また審議会や検討委員会等につきましても、何の会議等についても原則公開として、市民の皆さんに情報発信することにより、開かれた市政運営に努めてきたところでございますし、今後もそのような考えに立って行政を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、野口議員のご質問、行政のむだを省くのうち、二つほどお答え申し上げたいと思います。

まず、一つは、むだ遣い、それから預け、さらには受注業者の選定に当たったの問題点など、笠間市にはそのような事実はないのかということ、それからもう一つとしまして、不正経理問題について職員のルール研修を初め、意識改革をどのように取り組んでいるのかという二つについて、合わせてご答弁申し上げたいと思います。

いわゆる不正経理の例としましては、預け金、それから差しかえ、翌年度納入あるいは架空請求などがあります。「預け金」とは、支出金を業者に預け金として保有させ、後日これを利用して契約した物品と異なる物品を納入することを言い、また「差しかえ」とは、契約した物件と異なる物品を差しかえて納入させることを言います。また、「翌年度納入」とは、物品の納入が翌年度となるのに購入代金は現年度で支払ったものを言うわけでございます。もとより、このような事務費の不適切経理については許されるものではなく、本市にありましてはこのような事実はございません。

特に国庫補助金につきましては、補助金等に係る予算執行の適正化を図る法律がございまして、例えば道路等の補助事業担当者におきましては、国交省監修の「道路局所管補助事業提要」というのを毎年購入いたしまして、担当者がかかりまして、これを必読するようにいたしているわけでございます。

このような事務の不正経理という事実を招くには、あしき慣習というのが存在していたものと考えておりますけれども、幸いにも本市におきましてはそのような慣習がなく、また、各地で会計検査で指摘のありますようなことにつきましては、その都度、他山の石として全職員に注意を喚起しているところでございます。

また、国庫補助金に限りませず、県単独事業あるいは市単独事業におきまして、すべて公金の支出ということでございますので、住民への背信行為とも言うべき不正経理は絶対ないように、今後とも職員の研修のたびに、財務規則の遵守徹底と意識の啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 4番野口議員の質問にお答えいたします。

5点ほどいただいております。

まず、1点目でございますが、本市では、独居老人、老夫婦世帯、認知症を有する方々を支えるため、民生委員を初め、地域住民及び関係機関と協力連携のもと、各種の相談や福祉サービスにつないでおります。これらの方々には、特に介護保険制度や福祉サービスを活用したり、認知症の症状などに対する理解を深めていただくため、認知症講演会に参加したりしていただきたいと思っております。

なお、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるため、要介護、要支援状態になっても必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、各地区に地域包括支援センターを設置して一人一人に適したサービスの提供を図っております。

このセンターの周知については、全戸配布した「すこやか介護保険」のパンフレットに地図や直通電話番号等を記載してありますが、今後発行される「くらしのガイドブック」などにも掲載し、各センターのさらなる浸透を図ってまいります。

2点目でございますが、先月20日に公表された国の調査によると、養護者による虐待では、身体的虐待が63.6%で最も多く、続いて心理的虐待が38%、介護等放棄が27%、経済的虐待が25.7%、虐待を受けた高齢者は、女性が77.8%、年齢80歳で41.7%という結果でありました。

家族介護への支援は大変重要であると考えております。親族による高齢者への虐待については、認知症を患った高齢者の行動や言動へのいら立ち、介護疲れなどが背景にあるのではないかと思います。市では、本年度、介護4以上の高齢者を在宅で介護している家族の方136人に対し家族介護慰労金を支給するとともに、介護者同士が悩み事や相談、情報交換の場となるリフレッシュ事業を11月に介護者、民生委員合わせて58人の参加を得て実施しております。また、介護保険では短期入所生活介護制度がありますので、ご活用いただければと思います。

なお、介護に関する悩み相談については、先ほど申しあげました各地域の地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、適切なサービスを速やかに提供できるよう努めてまいります。

3点目でございますが、笠間市の小規模多機能型居宅介護事業者については、現在、1事業者であります。この小規模多機能型居宅介護事業につきましては、介護報酬が低いため、経営上の観点から事業者が積極的ではなく、設置者が集まらないことが課題となっております。

また、本事業につきましては、本市の第4期介護保険事業計画に基づき、23年度までの計画期間内に2カ所の増設を目標としております。今年度は、予算上1事業所の補助を計上してはりましたが、実施に至りませんでしたので、引き続き関係機関と協議を重ねながら、市内事業者を初め、市外事業者にも公募をかけ、設置に向けて努力してまいりたいと思っております。

4点目でございますが、地区別年齢別の統計はとっておりませんので、議員の言う高齢団地は把握しておりませんが、市内には昭和40年から50年代初めに建てられた団地等が多くあり、住民が高齢化している地区があるかと思えます。地区の高齢化が進むと共同体としての機能が衰えていくこととなりますので、市としても、独居高齢者や老老世帯のみの地区に対する生活支援等が課題となっております。

5点目でございますが、要支援、要介護度の認定や介護保険に対する苦情相談があった

場合は、高齢福祉課や各支所福祉課、地域包括支援センター、または県の国保連合会で受け付けしており、対応しているところであります。

事業者サービスについては、ケアプランに基づき実施されるものであり、市内各事業者は健全なサービスを提供していると考えておりますが、事業者に対する苦情等は、各事業所において苦情相談窓口を設置して、受け付け、対応することが義務づけられております。

なお、事業所に対する苦情相談件数は19年で6件、20年度で3件あり、すべて案件に対する事業所に事情聴取を行った上、行政指導を実施しております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 17番町田征久君が着席いたしました。

野口 圓君。

4番（野口 圓君） ありがとうございます。最初の、行政のむだを省くの方なんです、この12月9日の茨城新聞の一面に、笠間市予算編成を透明化、補助金審査会公開へというふうに大きく報道されました。非常にタイムリーな笠間市の事業仕分けが始まったかと思うような見出しでしたが、これは補助金に対する審査会の公開ですので、予算全般にわたる審査ではありません。行く行くは予算全般の審査の公開を考えていらっしゃるかどうか、お伺いしたいと思います。

事業そのものが必要なのかなどを問うということが、この仕分けが終わった後で出てまいりました。その事業を担う組織の見直しにもつながります。単に、幾ら削減したとか、幾らカットしたかという、そういう金額だけの問題ではなくて、文字どおり将来の行政の刷新につながる議論も出てくると思いますので、ぜひ着手していただければと思います。やっぱり公開の部分、限られた会場で、限られた人たちが傍聴したということだけでなく、インターネットで中継されて全国どこでも見ることができたというのが、非常に大きく画期的でございました。

笠間市でも、インターネットを使ってさまざまな情報を公開すべき段階に入っているというふうに考えます。ですから、すばらしい実行力を示された山口市長ですので、さらにもう一步前進の新しい笠間市の姿を示していただきたいというふうに思います。

介護の方なんです、包括支援センターができていて、機能しているというお話でした。介護保険制度が平成12年4月にスタートしましてから、改正のたびに制度が複雑化して、給付金が増大する中で、さまざまな希望やニーズに介護保険サービスだけでは対応できないという保険制度上の問題があります。そこで、生活圏域を基盤とした地域包括ケアシステムを構築するというので、平成18年に地域包括支援センターが創設されて、当笠間市でも動きだしております。笠間、友部、岩間それぞれに包括支援センターがあります。高齢者、認知症、障害者、児童、ドメスティックバイオレンスに対応するため、総合相談支援体制を構築していると。

非常にすばらしいこれは取り組みだと思っておりますが、なかなかこれが知られていません。

1カ月当たりどのぐらいの相談とか、そういったものが寄せられますかと先日お伺いしたところ、4件とか3件とか、そんなものでございました。ほとんどが民生委員の方がつなぎで相談に見えているということで、民生委員の方から漏れちゃうと、どなたにも届かない状態で埋もれていっている方がいらっしゃるんじゃないかなと思います。先ほど「くらしのガイドブック」でまた新たにPRするとおっしゃいましたけれども、もっと広く、包括支援センターの取り組みはこういうことをやっていると、こういうご相談に乗れますという案内を出していただきたいと。

介護の問題は非常にたくさん抱えておりますので、なかなかまとめ切れない。一つには、介護保険の請求から支払い、そして個人に対する請求、支払いという期間が非常に長くなって、半年ぐらいにわたっている。半年前のかかった費用どういうふうに覚えていられるかということもありますし、介護認定の作業そのものが、被介護者がどんどん病気が進行していったり、状態がどんどん悪化している場合には、全くそれに対応し切れないという現状もございます。

先ほど在宅介護の方136人に慰労金を支給されたというお話でしたけれども、幾ら支払われたのか。1世帯当たり幾ら払われたのか。特別養護老人ホームなどに入所された方には、それに見合う税金を投入されているわけでございますけれども、在宅の場合にはそういった費用が一切かかってないわけですね。ショートステイとか、デイサービスとか受けられた部分にはかかりますけれども、それでも大きな差があります。そういうところを勘案して、在宅を中心に方向づけをしているのであれば、在宅に対するケアとか、フォローとか、そういったものをもっと重視すべきではないかと考えます。

在宅の方、介護をしている方が倒れてしまうというのが現実にあるわけですね。ですから、その介護している方が倒れないように、どこかで息抜きをしたり、手を差し伸べたりする部分をどういうふうにフォローしていくのかというのが、今、求められているというふうに強く思います。

この2点、お答えをいただきたいと思います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の予算の作成の決定のプロセスについて、公開をしたらどうかということですが、予算の作成のプロセスについては、私は、一から十すべて公開することがいいとは思っておりません。ただ、どういう部分で、どういう時期に見える形で公開したらいいのかどうなのかというのは、よく検討してみたいなと思っております。

私が申し上げているのは、予算にももちろん関係してきますけれども、事業の見直し、例えば今やっている事業が果たして今の時期に必要なのかどうなのか。今までやってきたことが、場合によっては今後縮小してもいいんじゃないか。さらには、事業の中身によっ

ては拡大してもいいんじゃないか。さらには、ちょっと縮減してもいいんじゃないかと。特に市民の皆さんのサービスにかかわるようなもので、こういう事業というのはたくさんあると思います。

例えば、今まではそれを縮小して、市民の皆さんにこういう見直しをしましたよということをお知らせするわけですけれども、なぜ縮小したんだというその経過が、ちょっと市民の皆さんからするとわかりづらいということがありますので、そういうことはやっぱり公開していてもいいんじゃないかなと思っております。それらも、すべて最終的には予算につながることにはなりますけれども、そういう事務事業の見直しというのは、公開性が必要なのではないかなと感じております。

以上です。

4番（野口 圓君） インターネットは。

市長（山口伸樹君） 失礼いたしました。インターネットについては、広く市民の皆さんに知らせる一つ的手段ではあると思っておりますが、市町村のこういう議会とか、そういうものについて既に実施している議会なんかもございます。それについては、私どもだけで決められることでもございませんので、議会の皆さんともよく相談していきたいと思っております。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 再度の質問にお答えいたします。

家族介護慰労金でございますが、1世帯当たり1万円でございます。それと、介護者に対する、介護を休むといえますか、疲れているときに休めるような施設といえますか、それがございますので、短期入所ということで宿泊等もできますので、そちらの方をご活用をいただきたいと思います。また、そのようなご心配になったときには、まず高齢福祉課、あるいはケアマネジャー等々に相談していただければ、いろいろな方法があるかと思っておりますので、早目に相談をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

4番（野口 圓君） 短期入所というのがあるんですけども、実際はほとんど利用できないんというんですよね、いっぱい。アンケートいただいた中で、休日の日にどうしても使いたいとか、年末年始に使いたいとか、そういった希望を出すんですけども、ベッドがありませんとか、足りませんとか、受け入れられませんということで、実際には使えないということがあるんですね。ですから、どこまで用意したらいいのかというのにも一つには問題でしょうけれども、現実にはそういう介護されている200世帯からの人たちがいて、このぐらいの要望があるだろうということはおおよその推定はつくと思うんですけども、それに見合った施策が必要になっていると思うんですね。それが、実際にはメニューとしては載っているけれども、注文すると出てこないというのが現実だということなんですよ

ね。そこら辺をご理解いただければなと思います。

これからも、ちょっと介護のことはいろいろ私も勉強して、またさまざまな形で提案させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。終わります。

議長（市村博之君） 野口 圃君の質問を終わります。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。ただいま議長より許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

平成17年4月に国で発達障害者支援法が施行されて、4年が過ぎておりますが、発達障害に対する周りの理解はまだまだ十分だとは言えません。また、具体的な施策については自治体にゆだねられているのが現状であります。

そこで、発達障害者に対する笠間市のこれまでの取り組みの現状についてお尋ねをいたします。

発達障害とは、自閉症を含め、LD、学習障害、ADHD、注意欠陥多動性障害で、知的おくれのある重度の自閉症から知的おくれのない高機能自閉症やアスペルガー症候群までの自閉症スペクトラム、いわゆる広汎性発達障害と言われるものであります。一般的に、自閉症は1,000人に1人から2人の割合で発現いたしますが、近年、100人に1人という報告もあり、少子化の中で増加傾向にあると言われております。また、自閉症の原因は、まだわからない部分もありますが、脳の機能障害であって、親の育て方やしつけが要因ではないとされています。

従来から、知的おくれのある自閉症の方は、療育手帳を取得することができますが、知的おくれのない軽度の発達障害の方は、療育手帳を取得することができません。しかし、この療育手帳のない方々にも、当然サービスや支援が必要ではないかと私は考えております。そうした方々を含めた笠間市の発達障害者への支援の現状についてお聞かせください。

また、近年では、学級崩壊の原因の一つとして、軽度発達障害児の存在が挙げられております。軽度発達障害児は、医者でさえ見分けるのが難しいと言われております。一見して普通の子であり、軽度発達障害に理解のある保護者は少なく、理解ある教員も多いとは言えません。軽度発達障害は、普通の障害以上に親がその障害を受け入れられない、認めようとしなないという問題、それどころか、教師を含めた周囲が気づかない事例も多数存在するようであります。

一方、障害を持つ子ども本人はどうかと申しますと、興味やこだわりが強く、対人関係を築けなかったり、日常生活に支障を来すほど多動、注意集中困難、衝動性が目立ったり、知的発達のおくれはないけれども、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するということの習得と使用に著しい困難を示します。大変な生きづらさを抱え、自己肯定感を持てなくなっているのが、発達障害を持つ子どもの実情ではないでしょうか。

そこで、二つ目に、学校現場における発達障害児童生徒への支援体制はどのようになっているのか、お伺いをします。

A D H D、注意欠陥多動性障害や、O D D、反抗挑戦性障害の判断は難しいと言われておりますが、早期発見、経過観察の現状はどのようになっているのでしょうか。また、家族を含めた支援体制はとられているのでしょうか。さらに、L D、学習障害は、知的発達のおくれと誤解されやすいと言われておりますが、その早期発見と支援体制はできているのでしょうか。また、発達障害によるいじめは発生していないのでしょうか。発生しているとすれば、その対応状況についてもお聞かせをください。

次に、通告2問目の質問に移ります。

小学校就学前の乳幼児に対する教育保育については、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして、また次世代育成支援の観点からも、その重要性が改めて見直されています。また、少子化の進行に伴い、安心して子どもを産み育てることのできる地域環境の整備を進め、地域社会全体で子育てを支援することが喫緊の課題となっております。このような幼児期における教育の重要性を踏まえて、平成18年に行われた教育基本法改正において、自治体も幼児教育の振興に努力しなければならないことが法律に示されました。

笠間市には、公立と私立、両方の保育園と幼稚園が存在しておりますが、どのような形で市がかかわり、市全体として幼児教育をどう振興していくのかが問われております。市としても、将来何もどこまでやるのかを検討し、就学前児童、すなわち幼児の教育をどうしていくのかという理念を構築していく時期に来ているのではないかと考えます。

そこで伺います。笠間市として、幼児教育の振興についてどのようなことが取り組まれてきたのか、教えてください。あわせて、市の幼児教育の担当部署がどこになるのか、教育委員会とのかかわりはどうなっているのか、教えてください。

次に、通告3問目として、笠間市の雇用対策についてお聞きいたします。

昨日の一般質問でも触れられておりましたとおり、今日の厳しい雇用情勢のもとで、労働行政における国の姿勢も、地方自治体との連携を重視するようになっていきます。そして、平成16年の職業安定法の改正によって、地方自治体でも無料職業紹介事業の実施が可能となりました。就職相談窓口を設置し、新卒者、失業者、主婦などの就職希望者への就労支援や障害者への雇用拡大、また地域に密着した情報の収集や提供を行っている自治体がありますが、笠間市ではどのような雇用対策が取り組まれているのでしょうか。

まず、1点目に、昨日の鈴木（貞）議員へのご答弁で、笠間の求職状況についてはわかりましたので、私は、市民の就労状況と現状、つまり失業率、あるいは就業率について市としてどのように把握されているのか、お聞きいたします。

2点目に、笠間市には保健、医療、福祉などの機関が連携した就職に困難を抱えている人に対する具体的な就労支援の仕組みはあるのでしょうか。

三つ目に、市では市民に対してこれまでどのような就業支援を行ってきたのでしょうか。

特に生活保護受給者、低額年金受給者で元気な高齢者、障害のある方、母子家庭の母親などへの就業相談はどのように行われているのか、お聞かせください。

四つ目に、笠間市として、今後、無料職業紹介や若年者の就職相談などを実施する考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 10番石松議員のご質問に、私からは、発達障害児童生徒への特別支援教育体制について、それから笠間市の就学前教育の現状等についてお答えいたします。

初めに、学校現場における発達障害児童生徒への支援対策についてお答えいたします。

本市では、全小中学校において、特別支援教育に係る校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを配置し、これはその学校の教員にこういう役割を与えているわけですが、発達障害のある児童生徒や配慮を要する児童生徒の把握、支援方法、外部機関との連絡調整の推進役として位置づけております。

また、教育委員会主催による公立、私立幼稚園、保育園の職員と小中学校の特別支援教育コーディネーター、連絡協議会を開催しまして、幼児、児童生徒の支援のあり方について研修を深めております。

また、市内小中学校には、障害種別ごとに特別支援学級が、小学校で11校19学級、中学校5校8学級が設置されているほか、通常の学級に在籍している配慮を要する児童生徒への適切な教育的支援を行うため、特別支援教育支援員を6校に延べ6人を配置し、障害のある児童生徒の支援に当たっているところでございます。

次に、ADHDやODD等についてのご質問でございますが、ご指摘のように、ADHDやODDなど発達障害は、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要ですので、1歳半及び3歳児を対象とした健康診断や幼稚園及び保育園と継続的に連携して情報交換を図ることによって、早期発見に努めているところでございます。

なお、小学校就学前の就学時健康診断時においても、幼児の観察や面接によって、配慮を要する幼児の発見に努めているところでございます。

なお、保護者の相談体制としましては、各幼稚園や保育園はもちろん、教育委員会としても、県立養護学校の巡回相談や県の発達障害者支援センターなど専門的な発達検査や療育支援を受けることができるよう、連携を図りながら相談に当たっているところでございます。

また、市内には、稲田幼稚園に、ことばとこころの教室、通称「さくらんぼ学級」を設置し、専門的な研修を受けた職員を配置して、障害のあるお子さんの支援に当たっており、希望があればほかの幼稚園や保育園からの通級指導にも対応してございます。

また、小学校就学後においても、継続的に経過観察を通して、学校及び教育委員会が保護者との教育相談を進めるとともに、個々の状況に応じて、福祉部局や医療機関等の専門機関との連携を図りながら支援に努めているところでございます。

また、LDについてでございますが、LDは学習障害でございますが、知的発達に大きなおくれはないが、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得や使用に著しい困難を示す状態と言われております。学校では、日々の学習や生活状態を観察しながら、必要に応じ、保護者からの了解を得た上で各種検査等を実施し、障害に対する分析をし、指導に当たっているところでございます。

なお、教職員の特別支援教育に対する知識、理解を深めていくことにより、早期発見や関係機関との連携に努めていきたいと考えております。

次に、発達障害者に対するいじめがあるかというご質問でございますが、今のところ心配される状況は報告されておりませんが、今後もいじめ等が発生しないよう学校での指導及び観察に努めていくとともに、教職員の適切な指導や研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、就学前教育の現状と今後の課題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、笠間市における幼児教育についての取り組みでございますが、ご指摘のように、改正の教育基本法において、幼児期の教育が人格形成の基盤を培う上で大変重要であり、その振興に努めることとされております。

市としましては、子どもの心豊かな成長を支える教育環境の整備を図ることや、少子化などによる子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、まず保育内容の充実としまして各種体験活動の充実、英語実習助手、ALTを派遣しての英語活動、障害のある幼児に対する指導教室での支援、私立幼稚園に対してでございますが、私立幼稚園特別支援教育費補助ということをしてございます。

幼児教育と小学校との連携といたしましては、幼児と児童の交流会の実施をしてございます。子育て支援の充実としましては、私立幼稚園就園奨励費補助、公立幼稚園保育料減免、預かり保育の実施などに努めているところでございます。

次に、幼児教育に係る担当部署との連携でございますが、市内には公立、私立の幼稚園、保育園がございますが、幼稚園は教育委員会、保育所・保育園は子ども福祉課が所管となります。教育委員会と子ども福祉課では、例えば今般のような新型インフルエンザ対応など市として共通理解を図るべきことや、保護者の養育相談など相互に連携をとりながら対応しているところでございます。

また、小学校就学に当たっての就学指導においては、直接、教育委員会担当職員が市内各幼稚園、保育園を訪問して就学相談に努めるなど、年間を通して連携した取り組みに努めているところでございます。

今後も、幼児教育の振興を踏まえた相互のかかわりを一層深めていくことが重要である

と考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 10番石松議員の質問にお答えいたします。

笠間市の発達障害者への支援体制はどうなっているかと。軽度発達障害者にもサービスや支援は行われているのかどうかの質問でございます。

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害を発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、発達障害者の自立及び社会参加など、生活全般の支援が必要とされております。

知的な障害があり、さらに発達障害もある方は、療育手帳が交付され、障害者自立支援法の福祉サービスを受けることができます。また、知的な障害のない発達障害者の方は、療育手帳の取得はできませんが、発達障害による多動性障害、広汎性発達障害などの病名の方は、精神障害者保健福祉手帳が交付され、短期入所や居宅へのヘルパー派遣など、療育手帳保持者と同じように福祉サービスを受けることができます。また、精神障害者保健福祉手帳を保持していない方でも、同程度の障害とわかる医師の診断書の提出により、同様の福祉サービスを利用することができます。

福祉サービスについては、障害者自立支援法の規定により1割が自己負担となりますが、低所得者のための減免措置もされています。医療費の面では、自立支援医療費の対象となる病名の方については、通院治療が1割の負担で受けられます。自立支援医療受給者証の申請が、窓口の相談においてになった際にはそれらについても勤めております。

さらに、相談支援対策の強化のため、笠間市障害自立支援協議会を設置し、福祉、医療、教育、雇用などの専門の委員により個別ケース検討会などを行い、相談支援のネットワーク体制の構築を図り、障害のある方を地域で支える体制の推進に努めております。

次に、市の雇用対策の3点目の部分でございますが、生活保護受給者の就業相談でございますが、生活保護受給者におきましては、生活保護法第60条において、能力に応じ勤労に励むこととされており、病気等である場合は速やかに医療機関を受診することが先決であります。このような就労阻害要因のない方につきましては、ケースワーカーの家庭訪問時に生活状況や求職情報を把握し、生活支援や有効な求職活動ができるよう相談に応じております。

また、状況に応じて、担当ワーカーが生活保護受給者とともハローワークを訪問して就労支援をする場合もあり、さらに生活保護受給者等就労支援事業に本人の同意を得て登録し、ハローワークと福祉事務所で組織的に生活保護受給者が就業できるよう努めております。

低年金受給者の元気な高齢者でございますが、今までの経験や技術を生かして仕事を

うシルバー人材センター等への登録を広報などを活用しながら推進し、生きがいづくりに役立てられるよう努めております。

次に、障害のある方の就業相談でございますが、障害のある方に対する就業の支援については、県から委託されている障害者の就業相談員が随時障害者の相談を受けております。また、ハローワークで行っている障害者雇用連絡協議会を中心に、関係機関が連携して障害者雇用に取り組んでいます。一般就労が困難な障害者に対しては、地域生活支援事業の中で地域生活センター事業を実施し、八つの事業所と契約し、福祉的就労の場の確保を図っています。さらに、笠間市障害者自立支援協議会のメンバーにも、ハローワーク職員や障害者職業センターの職員に参加いただき、日常生活や就業支援などの個別ケース検討や支援計画作成などを行える体制を確立しております。

次に、母子家庭の母子の就業相談でございますが、家庭児童相談室において児童養育の相談とあわせ、母子の自立に向けた相談にも対応しております。

具体的な対応としましては、ハローワークとの連携により、自立をサポートする県の事業である母子自立支援プログラム策定事業や母子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練、トライアル雇用制度の情報提供を行い、相談者個々の状況に合った支援を行うようにしております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 10番石松議員の笠間市の雇用対策について、3点ほどございました。ご質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに、笠間市民の就労状況と現状についてどのように把握しているかということでございますが、就労状況など雇用に関する情報につきましては、不定期でございますが、月に2回程度、職業安定所笠間出張所ハローワークとの情報交換や、月ごとに取りまとめしております雇用情勢や毎週発行される求人情報誌などにより、雇用に関する情報を把握しております。また、市内の企業や学校及び市、ハローワークにより組織いたします雇用創出研修会の会員等のやりとりの中で、雇用の情勢や企業の状況などもあわせて情報収集をしております。

次に、2点目の就職に困難を抱えている人材に対する具体的な就労支援の仕組みについてでございますが、市が独自に保健、医療、福祉などと連携した就労支援の仕組みは現在ございませんが、ハローワークが実施する障害者の方々を対象とした面接会など、さまざまな事業の広報活動などの支援を実施しております。

次に、4点目でございますが、今後、無料紹介所や若年層の就労相談などを実施しないかについてでございますが、無料職業紹介事業は、地方自治体みずからが施策に関する業務に附帯して行う職業紹介でございます。平成16年3月1日から厚生労働大臣への届け出

により実施可能となっております。現在のところ、県内では、県及び産業技術専門学院鹿行が開設している状況でございます。自治体の中では、まだ実施しているところはありません。

当市には、相談の窓口となる職業安定所笠間出張所ハローワーク等があり、インターネットによる求人情報検索も含め、求人や求職の両面から雇用保険などの制度まで、さまざまな情報、相談事業が一元化され、今日の厳しい雇用情勢を踏まえた支援やそれらの充実の取り組みがなされているところでございます。

雇用の問題は、働く場所や職種など多様で広域であるため、市独自で解決できる問題ではなく、県や国及び関係団体との連携により取り組むことがより効果的だと考えております。市といたしましては、無料職業紹介所等の設置については現在考えておりませんが、今後、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、新たなものについても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 部長、笠間市の具体的な失業率と就業率の質問があったような気がするんですが。

産業経済部長（岡井俊博君） 笠間市の具体的な失業率のご質問でございますが、失業率という数字で私どもはつかんでおりませんが、先般お答えしました有効求人倍率等で把握してございます。

ちなみに、10月期の管内の状況でございますが、昨日は新規求職者数のお答えをいたしました。全年齢に対する有効求人倍率が、笠間管内では0.34倍ということになってございます。県内の状況でございますが、県内全域では有効求人倍率が0.41ということでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） ご答弁ありがとうございました。

まず、発達障害の問題についてお聞きしたいと思います。

発達障害者支援法ができて、さまざま自治体でいろいろな取り組みがされておまして、全国で言われておりますのは、かなり自治体間によって差があるんじゃないかということが一つ言われているのと、もう一つは、学童期、いわゆる学校に行っている子どもたちの発達障害児、発達障害のある生徒、そういうものに対する対応は、特別支援教育制度の中で、随分ケアというか、体制ができてはいるけれども、逆に、青年、いわゆる19歳以降の発達障害を持った方々に対する支援が非常に不十分ではないかということが、これは全国でも言われている問題であり、それからもう一つは、発達障害児あるいは発達障害者を持つ家族ですね。先ほど介護をしている家族の問題が野口議員の方から質問されましたが、それと同様に、発達障害者、発達障害児を抱えている家族のケア、相談体制ができていない

ということも指摘をされているわけですね。

そこで、もう少しお伺いしたいのは、学校現場の中での体制というのはよくわかったのですけれども、いわゆる青年に対する体制、笠間障害者自立支援協議会というのがあるとご答弁の中であったのですけれども、それはいわゆる臨床心理士等々が配置をされていて、一般市民が、発達障害を持っている子どもだとか、発達障害を持っている自分の子どもだとか、家族のことで相談をした場合、そういうことに対する対応ができる協議会であるのかどうか、あるいはそういう相談窓口というのが笠間市の中にあるのかどうかということについて、一つ再質問させていただきたいということです。

それから、もう一つ、学校現場においてなんですけれども、就学前児童の場合は、1.5歳あるいは3歳児健診のときに、随分詳しくというか、注意深く今は健診がされるというふうにお聞きをしているのですが、ただ、学校に就学して途中で気がついちゃって悩んでいる方というのが結構いらっしゃいまして、私どものところにも何人が相談に来られまして、それは学校下のいじめの問題であったり不登校の問題、そういうことで具体的になるんですけれども、専門の先生のところに連れていくと、不登校やいじめというよりも、その子ども自身の発達障害の問題であったりするわけですね。就学をして途中でそういうことに悩んでいる方、あるいは気がつかないでいる方々に対する対応というのがどうなのかなということなんですね。

私どもに相談に来られる親御さんのケースというのは、非常に複雑でありまして、時には発達障害の子どもさんに対する問題ではなくて、学校のいじめの体制に対する不満という形であらわれる場合もあるんですね。それから、子どもの担任の先生に対する不満というふうにあらわれる場合もあるし、学校の校長先生に対する不満というふうにあらわれる場合もある、いろいろな形であらわれるんですね。その件というのはなぜ私どものところに来られるかということ、学校にはやっぱり相談しづらいという、これは多々あるんですよ。そういう方々が駆け込んでいける場所というのが、私は求められているような気がするんですね。

不登校の子どもたちの「もくせい教室」というのはあるんですけれども、それ以外に、不登校やいじめ、発達障害の問題等々含めて、私は学校の外に、県の支援センターはあるんですけれども、学校の外に笠間市として、保護者の方、それから学校の先生だって悩むと思うんです。学校の先生が駆け込んでいけるような、そんな窓口が必要じゃないかなと思うのが一つなんです、そういう体制というのはとれないんでしょうか。

それと、もう一つは、軽度発達障害児に対する放課後の支援体制というものはあるのかどうか。なくて困っていらっしゃる方の声も私は何人かお聞きしているんですけれども、ないとすれば、そういう体制というのはつくれないものかどうかということも、もしご答弁をいただけるのであればご答弁いただきたいということです。

それから、発達障害者の問題についてなんです、先ほど障害者自立支援法のこと福

社部長の方からご答弁の中にありましたが、実は、障害者自立支援法の中には、発達障害というのはきちんと規定はされていません。しかし、障害者自立支援法、福祉の援助、支援を受けることができる部分はあるとは聞いているんですが、今、障害者自立支援法については国の方で見直し作業が進められているわけですけれども、その中で、精神、身体、知的以外に、発達障害というのきちんと位置づけようじゃないかという、そんな議論も出ているわけですね。

ほかの自治体を見ますと、障害者基本計画だとか保健計画だとか、いわゆる行政計画の中に発達障害というものをきちんと位置づけている自治体もあるわけですね。

私どもの笠間市の障害者計画を見ましたら、発達障害支援法というのはありますよという法律は書かれているんですが、発達障害者をほかの精神や身体、知的障害と同じ位置づけで施策が書かれていたり、こういうふうに対応しますというのがないんですが、ある意味軽度発達障害者に対応するのであれば、行政計画の中に発達障害ということを私は明確に位置づけることが必要ではないかなと思うんですけれども、その辺に対する担当課のご所見といたしますか、ご見解もお聞かせをいただければと思います。

それから、幼児教育の問題について、もう少しお聞かせください。

実は、私は議員になりまして10年目に入っておりますけれども、この10年間、自分の住んでいますところの小学校の入学式、卒業式にお邪魔をします。運動会にもお邪魔をします。とみに感じますのは、入学式にしても、運動会にしても、小学校1年生の子どもたちがなかなかじっとできない、じっとしてられないということ、これ年々ひどくなるんですが、これはやっぱり問題だなと思うんですね。そういう意味で言うと、基本的な生活習慣や態度が就学前の教育の中で身につけていない、あるいはほかの子どもたちのかかわりが非常に苦手だとか、我慢することできないとか、規範意識が、子どもなりの規範意識がまだ育っていないとかいうこと、あるいは友二小の場合は運動能力が低下しているということが一時期問題になったんですけれども、そういう等々の問題を考えたときに、学校に就学する前の幼児教育というのをきちんとしなきゃいけないなということが、非常に国の中で議論がされてきて、そういうことの一環として、幼保一元化だとか、認定こども園だとか、幼児教育センターというのができたと思うんです。

茨城県のやつを見ますと、茨城県には、いばらき幼児教育プランというのがつくられておりまして、その中には、各市町村においてもこういうプランがつくられて、幼児教育に対する分析だとか、基本理念というのが構築されていくことを期待するというような文言もあったりするんですけれども、そういう意味で、次世代教育の後年度計画、まだホームページにもアップされていないので、私、行動計画の方はまだ見てはいないんですが、かさまっ子未来プランの中には、先ほど教育長が答弁されました内容も含めて、幼小連携だとか、幼児教育についての情報提供、幼保小連携、あるいは幼保小だけじゃなくて、中高連携というのも出ていたりとか、あるいは児童館の整備というのが出ているんですけれど

も、そういう幼小、幼保連携についての具体的な施策というのは書かれているんですが、その施策で具体的にどういうことをやるのか、なぜこういうのが必要なのかというのは、残念ながらかさまっ子未来プランの中に、先ほど申し上げましたような幼児教育の必要性というのは出てないんですね。

これも教育長ご存じだと思うんですが、実は幼保一元化法案が国会に上程をされます。来年度には多分ほぼ決まると思うんですね。そうすると、幼保一元化というのが国の方で決められて、それに笠間市として対応していかなきゃいけない。あと1年、2年は時間はあると思うんですが、やはりこの時期に私は、笠間市の幼児教育プランといいますか、幼児教育計画、振興計画というのが必要だと思うんですけども、そういうものをおつくりになる予定等々はないのかどうかということのを再質問させていただきたいということと、もう一つは、幼保一元化の問題で、認定こども園だとか、あるいは幼児教育センターというのをつくっている自治体もあるんですが、そういうことはかさまっ子未来プランの中には書かれていないんですけども、そういうことに対するご所見、ご見解についてもお聞かせをいただきたいということです。

それから、雇用対策について再質問させていただきます。

実は、きのうも鈴木（裕）議員の方からご質問があったので、できるだけ重ならないようにはしたいんですけども、私も、この雇用政策、笠間市にあるのかなということいろいろ探してみました。きのうの鈴木（裕）議員へのご答弁の中でも幾つか言われていましたが、一つ発見しましたのは、企業誘致による税収の確保、雇用の確保ですね。これは行政改革大綱の中の資料の中についていたんですけども、工業団地に企業誘致を目標として18年2社、雇用確保80名、41万6,000円かけていて実績はゼロ社の雇用はゼロ人、19年度企業誘致目標2社、雇用確保は100人、これは47万2,000円かけていて企業誘致ゼロ、雇用確保ゼロなんですね。20年度は136万3,000円、中身は多少充実はしていますが、これは目標が2社、雇用確保60人ですけども、実績が企業誘致ゼロ、雇用確保ゼロ人ですね。

きのうの鈴木（裕）議員の質問の中では、成果は性急に求めませんというふうにおっしゃっていたんですけども、先ほど話題になっています国の仕分け事業の中でいけば、多分蓮舫議員や枝野議員は、これは廃止と結論づけさせていただきますという、そういう内容だと思うんですね。

こういうことが果たして、雇用を創出するというのも大事なんですけども、もう一つは、今ある雇用と、それから市民が求めている需要、雇用に対する希望をマッチさせていくということも、私は雇用政策の一つではないかなと思うんです。

きのうのご答弁の中では、雇用創出事業と、もう一つは緊急雇用対策も含めて月当たり280人以上でしたっけ、臨時職員の方を雇われていると。つまり公的な財政で臨時職員を雇って、市民の雇用を何とかしているというお話もありました。でも、それは一つの政策でもあり、やらなければいけないことではあると思うんですが、根本的な解決には私はな

らないと思うんです。

これを根本的な解決にしていくためには、有効求人倍率の話がありましたが、きのうの鈴木（裕）議員のご答弁の中では、10月期ではありましたが、求人数が非常に昨年よりも32%でしたっけ、60歳未満にしても32%ふえているということがご答弁の中に言われていたんですけれども、そういうハローワークのデータと市民の需要、希望をマッチさせていくというのが必要だと思うんですよ。そういう仕事を自治体としてもやりなさいよということが、いわゆる職業安定法の改正の、私は意味だったのではないかなと思うんですね。

その無料職業紹介をやるかやらないかについては結構ですけれども、そういうことが笠間市、自治体としての役割であるんですよということを議論したりとか、あるいは先ほどさまざまな福祉部門だとか、学校部門だとかでの就職支援活動、就労支援活動いろいろご答弁されましたけれども、そういうことを抱えている部署が統一して笠間市の雇用状況について議論したり、雇用政策について討論したり、何か考えたり、そういう機会というものはあるのか、そういう機関というのがあるのかどうかということについてお聞きしたいので、ご答弁をお願いします。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、2時15分に再開いたします。

午後2時05分休憩

午後2時14分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番須藤勝雄君が着席いたしました。

答弁をお願いします。

教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） それでは、石松議員の再度のご質問にお答えいたします。

初めに、学校の方で特別支援に係る子どもたち、発達障害に係る子どもたちへの相談機能であるとか、そういうものの設置、それから放課後に対応をどういうふうにしていくかということのご質問にお答えをいたします。

実は、発達障害は、今、複合的に起こってきたり、かなり細かな分類がされていて、同じ対応ではとても難しいということで、先ほど申し上げましたように校内の支援委員会を持ったというのは、そういう事情なんですね。その子の行動パターンを観察し、どういうふうになっていくかということをお話し合っ、そこで医療機関や相談機関等に行っていただく、一回そこにかかっていた方がいいというような判断をしたときには、保護者にお勧めしたりするわけですが、なかなかそれもいい状況でそういう形ができる場合と、保護者のご理解がいただけないという場合がございます。

外部にそういう相談機関というのは、単純にそういう相談だけであれば、私どもの教育委員会でも受けてございますし、各学校のコーディネーター等でも相談を受けられることにはなっているんですが、そこを専門的にというと、専門家の配置であるとか、そういうふうにと考えると、なかなか単独の市でこういうセンター等の設置というのは難しゅうございます。

笠間は、幸い県の教育研修センターがありまして、研修センターは専門的な相談に対応してございます。また、友部養護学校等には療育相談の機会が充実してございます。そして、実際に子どもたちと一緒にかわりながらの相談もでございます。私どもでは、そういうところに一緒に保護者に行って相談を受けるとか、そういうような体制をとっていきたいと考えているところでございます。現実的にもそういうふうに行っているところでございます。

また、放課後児童クラブにこういう発達障害を持つ子が入りたいというようなときには、その学校の教員と、それからその指導をしてくださる方たちとの連絡を密にとるように指示をしてございます。

まだまだこの発達障害に対する学校での対応というのは課題がたくさんございますが、一つ一つ乗り越えていきたいと考えているところでございます。

次に、幼児教育についてでございますが、幼児教育プランの作成ということでございます。県では、平成19年3月に幼児教育プランを作成いたしました。実は私もその専門委員としてこの作成にかかわってございまして、本市でも作成をしていくということで、今、準備をしているところでございます。

次に、幼保一元化、それから幼児教育センターの設置というご提案でございますが、幼保一元化につきましては、本市の幼児教育プランを作成する過程の中で考え方を示していきたいと思っております。どちらにしても保護者のニーズというのが一番大事なことで、保護者のニーズを踏まえながら検討すべき課題であると思っております。

といたしますのは、幼稚園は学校で基本的には4時間、その後同じ場所での保育という形になって、そういう体制をどんなふうクリアできていくかということは、やはり課題になってくるかというふうには思っているところでございます。

また、幼児教育センターということでございますが、小学校は学習指導要領といたしますが、幼稚園は幼稚園教育要領というものがあるわけですけれども、各幼稚園は、保護者の相談に応じたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たすことに努めるよう明記されてございます。今、各幼稚園では、これらの趣旨に沿って、幼児を持つ保護者のために園庭を開放したり、子育ての相談等に応じているところでございます。市の子育て支援センターなど関係部署とも連携を図りながら、さらに幼児教育のためのセンター的な機能をそれぞれに持っていただくこと、一つの場所をつくるよりも、その方がむしろ幼児教育のために、できるだけ身近にあ

ることが大事なことと考えておりますので、そういう幼児教育センター的な役割、そういう機能を各所に持たせていく方法で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 再度の質問にお答えいたします。

まず、臨床心理士による相談窓口はどこにあるのかという部分と、専門医はいるのかという部分だろうと思います。

笠間市の窓口でございますが、社会福祉課が窓口で療育相談を受けております。相談の中で困難なケースについては、笠間市障害自立支援協議会において、19名の委員による総合的な障害者相談支援を行っております。その中には、医師、精神保健福祉士、社会福祉士など専門職の方に参加をいただきまして、個別のケース検討会により、障害のある方の状況やニーズに合った個別の支援計画を作成するなど行っております。

今後も、各機関と連携し、相談支援体制を強化し、障害のある方が安心して地域で暮らせる体制づくりを図ってまいりたいと思っております。

また、臨床心理士でございますが、委員改選の際には、委員を加えるような人選について考慮してまいりたいと考えております。

次に、発達障害者について明確に障害者基本計画に明記すべきではないかというご質問でございますが、笠間市の障害福祉計画においては、発達障害という明記は、議員さんがおっしゃったように明記はないものの、養育体制の充実の項目の中では、障害児親子通園事業や障害児の早期発見について、障害児の保育教育の充実の項目の中では、言葉、心の教室などの事業について施策を推進しているところでございます。

次に、障害者計画の作成の際には、発達障害についてわかりやすくするためにも、障害者自立支援法や発達障害者支援法の改正点などを勘案しながら、計画の中に位置づけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 石松議員の再度の質問にお答えいたします。

昨日、鈴木裕士議員の方から失業・雇用問題についてということで、ご答弁をさせていただきました。

緊急雇用も含めての絡みの中で、企画政策課が担当という形の中で答弁をさせていただきまして、そのほか企画政策課の中には企業推進室ですか、それも設置されて、企業誘致あるいは雇用の創出に向けた形で進めておりますが、結果的には企業誘致ゼロ、雇用がゼロというようなことの中でございます。こういう中で、商工観光課の方と連携をとりながら進めております。

また、企業誘致関係の中の企業支援という観点から、昨年、がんばる企業応援連絡会を

設置いたしまして、市内の59の企業と連携を図って2年目に入っております。そういう中で、市の新たな補助事業として、笠間市企業活動緊急支援補助金というものの中で、託児所、休憩室等、食堂も含めて、そういうふうな施設等の整備の補助を出すような制度もつくりまして、動いておりますが、結果的にはこれはまだ使われていないのが現状でございます。まして雇用の関係となりますと、なかなか市の方では難しい事業でございます、雇用政策というのは従来から国、県が主体で進めてきておまして、笠間市にはハローワークが存在しているという中では、商工観光の中でハローワークとの連携を図ったりして、いろいろ求人倍率等の情報交換をしているのが現状でございます。

これらの件につきましては、今後とも市の内部の連携、さらにはハローワークとの連携を図りながら、勉強を積み重ねて進めていかなくちならないというふうに認識している次第でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 最後、どうしてもお聞きしたいことだけ聞かせていただきます。

幼児教育の問題については、いわゆる保育園は子ども福祉課で、幼稚園は学務課という、国で言うと文科省と厚労省、ここで言うと福祉課と教育委員会、ここを乗り越えて幼児教育について検討していかなきゃいけないんじゃないかということをお願いしたわけですね。

先ほど休憩時間の雑談の中でも出ていましたけれども、私どもが申し上げているのは、いわゆる親が今大変だから家庭の子育てのかわりを行政に求めているわけではないわけですよ。先ほども申し上げましたけれども、就学している新1年生が多動な状況になっちゃっているというのは、家庭教育にも問題があるし、それから保育園の保育の中身にも問題があるし、幼稚園の中身にも問題があるわけですね。地域環境だって昔とは変わっているわけですよ。そういう変化の中で、家庭としての幼児教育の役割や意義って何なんだろう。それから、保育園や幼稚園というのは今のこういう教育環境の中でどうあるべきかという、そんな議論をすることが私は必要だと思うんですよ。それが、教育長がおっしゃった幼児教育振興計画ということになるんでしょうけれども、これというのは具体的にいつごろから始まるのかということと、もう一つは福祉課と教育委員会の垣根を越えてやれる事業なのかどうかということの一つ確認をさせてください。

それから、発達障害者の問題についてなんですけれども、学校の子どもたちは校内に相談する場所があるというふうにおっしゃられるわけですが、教育委員会にも相談に行くというのもあるんですけれども、先ほども言いましたが、発達障害というのは気づきにくいんですよ。学校の先生も気づきにくいし、ましてや親などというのは、自分の子どもがそうだというふうに思いたくないというのもあるわけですよ。そうすると、何度も繰り返しますけれども、いじめの問題や学校の不満、校長先生に対する不満、担任の先生に対する不満が出てくるわけですよ。そうすると、自分の担任の先生に対する不満、今、自分の子どもが通っている学校に対する不満というのは、なかなか学校に言えないで

すよ。言っていくという勇気もわいてこない。そういう方々が私ども議員のところに来るわけですけれども、実はそういう方々を受け入れる、駆け込み寺という言い方が適切かどうかかわからないんですけれども、そういう窓口を設けていただきたいなことなんです。そこから先は、教育長がおっしゃったように事象に応じて必要であれば県の教育センターに連れていったりとか、専門医のところ連れていったりやっていたとというのは当然なんですけれども、学校の外にそんな相談ができる駆け込み寺、駆け込みの窓口みたいなものが、今、笠間市の中では、私は、子どもたちを抱えている親御さんと対応している中で必要になっているんじゃないかなと思うんですけれども、そういう意味でどうなのでしょうということなので、その辺もう一度ご答弁をお願いしたいということです。

それから、雇用政策の問題についてなんですが、これも連携は必要かと思えますというふうにおっしゃられたんですけれども、先ほども言いましたが、実は、11月16日の行政仕分けの結果の中で、高齢者職業相談室運営費というのが仕分けの対象になって、これはハローワークで対応した方が効率的だということで廃止の判定になったんですね。ところが、先日ですか、ワンストップサービスというのがハローワークの中でやりましたよね。ハローワークの中でやったのは画期的だと思うんですけれども、その中で言われているのは、市役所の方とか福祉事務所の方、それから社協の方が来ていただいて、相談する場はあるけれども、結局は届けとか行かなきゃいけない、二度手間になってしまっていて、そういうところが不十分だったということも言われているんですね。

そして、このハローワーク事業、いわゆる職業紹介事業をめぐる議論というのはいろいろありまして、これは国がやるべきことではなくて、本来は福祉だとか教育だとか、そういうものを管轄している自治体がやるべきものだと、これこそ地方分権にすべきものなんだということが言われている。これは当たり前のように国の方では議論されていることなんです。東京の猪瀬副知事などは強いそういう意見をお持ちなんですけれども、私もその意見に全く賛成なんです。幸いなことに、笠間市の場合は、部長がおっしゃったように笠間市の出張所があるわけじゃないですか、出張所が持っているデータというのは笠間市エリアのデータなわけですよ。実は、それはハローワークの仕事じゃなくて、市の仕事として mismatch の部分をマッチングさせていくということ、雇用政策の概念として私は持っていたきたいということなんです。単なる連携のことを言っているわけじゃないんですよ。そういう概念を持っていたくのであれば、就職弱者の問題、雇用問題というのを、福祉だとか教育だとか、これも幼児教育の問題と同じですけれども、垣根を越えてそのテーマをする機会だとか、そういう部署、機関というのが私は必要だろうということ、これを申し上げているんです。連携の必要性を言っているわけではなくて、そういうことを論じてほしいし、検討していただきたいし、その検討結果を私どもに教えていただきたいということを申し上げているわけであって、それに対するご答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 石松議員の三度目のご質問にお答えいたします。

教育プランを作成するに当たって、要するに二つの課がどんなふうに連携してつくっていくか、その垣根をどう取り払っていくかというご質問だと思いますが、幼児教育プランというのは、幼児が、例えば保育所で教育されている、それから幼稚園に行っている、また在家庭の子もいるかもしれませんが、その子どもが就学時期に同じ学校に入るときに、それは発達の違いがあるから当然ですけれども、やはり同じ教育の保障がされているということが一番大事なことなんだろうと思うんですね。そのためには、当然、こういうプランをつくる時には、保育所の担当者、幼稚園の担当者、もちろん行政の教育委員会と福祉課等の担当者も必要ですし、保護者とかそういう方も必要だと思っています。

そういう方たちで検討しながらつくっていく、要するに教育委員会が進めていくこととなりますが、教育委員会で作成するのではなくて、そういう方たちの意見を取り入れながら笠間市の子どもたちの幼児教育をどうしていくべきかということで、そういう視点でつくっていくものというふうに考えて、そういう準備をしているところでございます。来年度には作成をしていきたいと考えております。

それから、相談窓口というものを外にということですが、実は笠間市内にもたくさんの相談窓口があるんですね。子ども福祉課で持っている家庭児童相談室であるとか、もちろん教育委員会もそうですし、県の方にもありますし、それから適応指導教室のところにも教育相談の機能があって、電話相談等受け付けてございます。私どもは、そういうところから、守秘義務が発生するものがありますが、ただ、解決を求められるものについては、そういうところから連絡をして教育委員会と学校と話し合っているわけです。

今のお話を聞きながら、そういう相談機関があるのに保護者にはそれが伝わっていないということが課題かなと思いました。したがって、こういう相談機関がありますよということを保護者の皆さんに周知していただく、そういうことをぜひ早目に考えてやっていきたいと思っております。

以上であります。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 石松議員の再度の質問でございますけれども、先ほどお話がありましたように、政府の緊急対策本部で実施いたしました地方の自治体と協力して一つの窓口で必要な手続がとれるというワンストップサービスを実施してございます。ご指摘のように、手続の問題、それから相談の問題等、多少課題もあると思われれます。市の方でも、幸いにしてハローワークの管内と行政区が同じであるということもございませう。今後、今の厳しい状況を勘案しまして、生活に密着した相談業務としてハローワークを中心に、関係機関あるいは関係団体等働きかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は14日に開きますので、ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 3 5 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 藤 枝 浩

署 名 議 員 鈴 木 裕 士